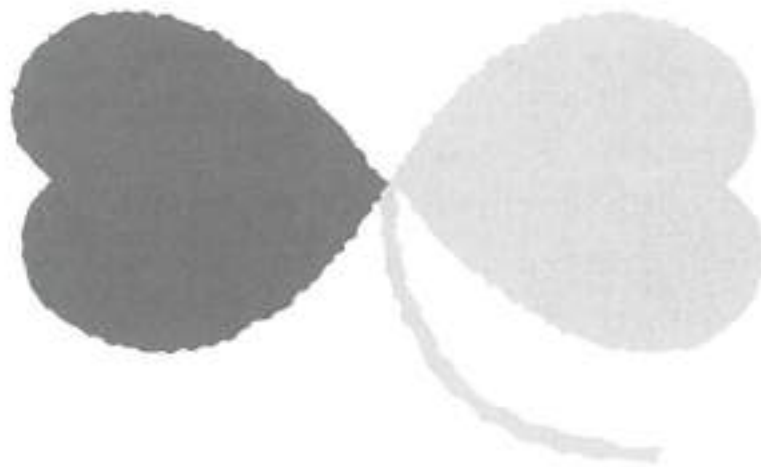


国分寺市

児童館・学童保育所

指定管理業務

企画提案書



あしたは

明日葉

<目次>

(1) 団体等の基本理念・姿勢について	1
施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方	1
私たちの想い	1
運営理念	1
運営方針・目標	2
方針1 遊び・生活を通して児童の発達支援を行う	2
方針2 安全で安心な居場所を提供する	2
方針3 保護者の子育て支援をする	2
方針4 地域の子育て拠点として地域との連携を強化する	2
(2) 団体の安定性について	4
団体等の経営状況の安定性について・財務諸表(財政健全性)	4
(3) 団体の持続性について	5
団体等の設立から何年経過しているか	5
(4) 団体等に関する透明性・公平性	6
進んで団体等の情報等を公表しているか	6
情報公開への対応	6
積極的な情報発信による運営の透明性確保と利用者増	6
利用の公平性確保の仕組みづくり	7
(5) 団体等に適用される法令等の遵守状況	8
個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか	8
法令遵守	8
健康経営優良法人(※)2021の認定	8
健康経営	8
ワーク・ライフ・バランス支援	9
育休取得	9
従業員満足度調査	9
(6) 施設実績	10
同様な施設での運営実績	10
貴市近隣における実績	11
(7) お客さま・関係機関等への取り組み	12

施設利用の促進方策・創意工夫	12
児童館と学童保育所の一体的な運営を生かした館全体の有効活用の方策	12
児童館と学童保育所の連携に対する基本的な考え	12
児童が一緒に遊んだり行事を行う際の対応・取り組み	13
一体的な運営についての考え方	13
(8) 受託への懸念・取組	14
(9) 事業運営への社制性	15
団体等でしかできない事業提案	15
① 心と体を育むプログラム	15
② 安全・安心への徹底した6の取り組み	18
(1) 児童の発達段階に応じた遊具の提供・環境設定	21
(2) 生活支援	21
(3) 遊びの提供、遊びに関する支援について	22
(4) トイレ	23
(5) 延長時間	23
学習	23
おやつ	24
服装・身だしなみ	25
業務	25
(10) 施設管理の安全確保への取組	28
有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等	28
日常的な施設管理	28
管理上の不具合や小さな問題の報告	30
(11) 利用者への対応状況(経過・取組)	31
利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備(利用者への平等利用の確保)	31
各種マニュアル整備	31
利用者の声に基づく業務改善	31
苦情の対応・方法	32
(12) 社員等への育成状況	34
研修の実施状況等	34

取り組み	34
研修計画	34
(13) 個人情報保護体制(情報の取扱い)	36
法令遵守、個人情報保護のための取り組み	36
個人情報保護体制	36
漏洩防止対策	36
利用者個人情報の取り扱い(保管等)	38
(14) 子育て支援の取組	39
① 親子遊びの体験を通じて保護者と子どもがゆっくり向き合える時間を提供します	44
② 「親育て」を目指したグループ作りや地域にひらかれた子育ての共同の場を提供します	44
③ 子育て相談機能や講座をはじめとする子育て情報サービスを充実させます	45
④ 父親の乳幼児育てを応援します	46
⑤ 子どものニーズに基づく多様な遊びやプログラムを展開します	46
⑥ 子どもの意見を尊重すると共に自らが企画、準備、運営する活動を支援します	47
⑦ 子どもの居場所となると共に問題の発生を予防し、福祉的な課題に対応します	47
中学生・高校生の居場所づくり	48
中学生・高校生タイム	49
(15) 障害対策 (16) 高齢者雇用状況	51
弊社の障がい者雇用の状況	51
弊社の高齢者雇用の状況	51
(17) 管理運営に必要な要素	52
(18) 環境への配慮	53
事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取り組み状況	53
SDGsへの取り組み	53
(19) 地域雇用の状況	55
当該施設における市内在住者の雇用、高齢者の雇用、現状及びこれからの計画	55
(20) 災害時の対応	56
地震や火災等の災害が発生した場合の対応	56
災害時の体制構築	56
災害等における対策(災害に備えた組織づくりや訓練について)	58
不審者等への安全対策	59

新型コロナウイルス等感染症流行時における体制・対応.....	60
基本方針	61
集団感染リスクへの対応.....	61

21) 学校や地域等との連携による児童保護への対応..... 63

学校や地域等との連携による子どもの成長過程等に応じた事業展開、保護者への支援、連携など保護者との信頼関係の構築のための取組など.....	63
学校との連携.....	63
地域との連携・交流	63
地域との連携・交流方法	64
放課後子どもプラン(放課後子供教室)との連携について.....	65
保護者との信頼関係構築.....	66
保護者とのコミュニケーション	66
保護者との情報共有.....	66

22) 配慮を要する児童への対応について..... 68

配慮を要する児童への対応方針及び体制(職員配置、研修体制)	68
特別配慮が必要な児童への支援体制	68
特別配慮が必要な児童の受け入れにあたって.....	69
アレルギー対応.....	70
児童虐待についての考え方及び対応.....	71
虐待の疑いがある児童について	71
要保護児童対策地域協議会実務者会議及びケース会議.....	71

(1) 団体等の基本理念・姿勢について

施設の設置目的に対する理解や公共性・平等利用についての考え方

私たちの想い

保護者が安心して託せる、子どもが笑顔になれる居場所の創造

◆学童保育所は保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業です。私たちは、児童の育成は大人の視点だけでなく、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えて子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが大切であると考えます。

◆私たちの考える学童保育所は、働く保護者にとっての使い勝手だけではなく、子どもが喜んで笑顔で通う姿があっ

こそ、保護者も安心して我が子を託すことができるものと考えています。私たち自身が、我が子を安心して託したくなる、そして子どもたちが毎日学童保育所に来たくなるような、理想の学童保育所を作りたい、そんな思いで私たちは本事業に携わっております。

◆さらに、学童保育所は保護者が働く家庭だけに必要とされるものではなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえて、「すべての子育て家庭を支援する視点」に立つて行うべきものと考えています。学童保育所の利用者だけではなく、地域社会との交流や連携、情報提供を行い、地域の子育て支援拠点となることを目指します。

以上の想いに基づき、本事業においては以下の運営理念・方針・目標を定め運営します。



子どもたちの明日を育み、今日を支える。

私たちは、子どもたちが毎日を豊かに過ごせる保育・育成を通じて、明日をたくましく生きる力を育みます。そして、子どもの健やかな成長を願うご家庭や地域社会とのコミュニケーションを大切にし、より良い今日をサポートします。



運営方針・目標

私たちは、前述した想い・理念を形にするために、以下の4つの方針と目標に基づき、運営いたします。

方針 1 遊び・生活を通して児童の発達支援を行う

子どもと長期的・継続的に関わり、遊びと生活を通して子どもの発達の促進をはかります。

遊びや生活の中での、子どもが育つ場面を奪わないよう、子どもたち自身で考え、行動できる支援を行います。

目標

- ① 遊びと文化を保障する
- ② 多様な人間との出会いを保障する
- ③ 子どもの社会性の発達と自治的活動を促進する
- ④ 子ども自身が自ら遊び、遊びの文化を形成・継承していくことを援助する

方針 2 安全で安心な居場所を提供する

地域の中での子どもの居場所(生活の場)、遊びの拠点となることを目指し、その中で子どもの様子を観察し、必要に応じて家庭や地域と連携をはかりながら、子どもの安定した生活を支援します。

目標

- ① 地域福祉を推進し、子どもの日常生活を支援する
- ② いじめや虐待などの子どもの問題の発生を予防する
- ③ 保護を要する子どもを援助する

方針 3 保護者の子育て支援をする

共に子どもを育むという考えのもと、保護者に対する相談や援助を行い、子育ての共同の場づくりを進めることによって、地域における子育てを支援します。

目標

- ① 保護者が子どもとゆっくり向き合えるよう子育てを支援する
- ② 地域社会に開かれた子育ての共同の場を提供する

方針 4 地域の子育て拠点として地域との連携を強化する

地域社会の子育て資源を発掘し、それぞれをつなげてネットワークを広げます。また、子どもの視点も発信しながら、豊かな子育て文化を創造し、子育てを社会化していく方向に向けて地域社会の「拠点」となります。

目標

- ① 地域の子育て資源を発掘し、それぞれをつなぎネットワークを広げる役割を果たします。
- ② 子どもの視点、意見を地域に発信します。
- ③ 子どもの育成に関する地域の関心を喚起します。
- ④ 子どもの育成に際しての正しい知識を啓発します。

【育成の観点】

1)子どものニーズに基づく多様な遊びやプログラムを展開します。

子どもにとっての遊びは生活の中の重要な要素です。子どもたちが遊具や本、楽器などで思い思いに過ごせるように遊びの環境を整えるとともに、創造性、社会性、自発性などの力が身につくようなプログラムも意図的に取り入れていきます。

実施予定事業

- ・みんなであそぼう(ドッジボール、ドッジビー、一輪車、なわとび、ボール遊び、鬼ごっこ等)
- ・創作遊び(染め紙、革工作、手芸、クッキング等)
- ・表現遊び(音楽、劇、ダンス等)
- ・DEKITA(弊社グループのスポーツプログラム)
- ・視聴覚遊び(お話の会、観劇等)
- ・伝承遊び(コマ回し、けん玉、お手玉、竹とんぼ、あやとり等)

2)子どもの意見を尊重するとともに自らが企画、準備、運営する活動をします。

自由遊びや日常的な活動の中で、子どもの発想や発案、意見を尊重することはもちろんのことですが、子ども会議を定期的で開催し、子どもが中心となって企画、準備、運営する場をつくれます。

実施予定事業

- ・「自分たちのことは自分たちで決めよう」子ども会議
- ・みんなの企画書(子どもたちがプログラムなどの企画書を作成して、実現する)
- ・ハロウィンパーティなど行事実行委員会
- ・チャレンジ・エコ・プログラム(子どもたちがアイデアを出し合い話し合いながら取り組む)

3)クラブ室外活動、異年齢・異世代交流、社会性を育む活動等、豊かな機会を提供します。

身近な自然体験や遠足、農業体験、高齢者や赤ちゃんとのふれあい事業、地域活動など日常的な活動とはちがった体験をする機会をつくれます。

実施の考え方

- ・安全で安心できる環境を整え、積極的に冒険・挑戦できる遊び場を提供します
- ・学童保育所は、遊び場であると同時に学校の授業から離れた放課後の時間を過ごす生活の場でもあり、寛いで過ごせる環境を整えて見守ります
- ・異年齢児が集団で安全に楽しく活動するための、コミュニケーションやルール遵守を通して、児童の社会性や自律心を育みます
- ・地域や学校との連携をはかり、協力を仰ぎながら、地域の財産である子どもたちを健全に育てられる場を提供します
- ・指示待ちや受動的な活動ではなく、子どもたちの主体的な活動を促し、日々の活動の中で、自らが遊びや過ごし方を創り出し、創造性や可能性を発揮できるように見守ります
- ・子どもたちの創造性や可能性に適切に応えられるように、指導員等の資質、受容性向上に真摯に取り組めます
- ・おやつ時間等を通し、食の安全や栄養・健康についての知識を身に付けられるようにします

(2) 団体の安定性について

団体等の経営状況の安定性について・財務諸表(財政健全性)

弊社は過去の決算や業績において、客観的な評価をするために税理士による経営状況評価をしております。評価内容について、税理士作成の評価書の概要を以下に記載します。

✓ 収益性



✓ 財務内容



✓ 支払能力



✓ 総評



貸借対照表要約

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度
	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点
資産の部		
流動資産		
固定資産		
繰延資産		
負債の部		
流動負債		
固定負債		
純資産の部		
株主資本		
資本金		
資本剰余金		
利益剰余金		
評価・換算差額等		

損益計算書要約

(単位:円)

	令和元年度	令和2年度
	令和2年3月31日時点	令和3年3月31日時点
売上高		
売上原価		
売上総利益		
販売及び一般管理費		
営業利益		
営業外収益		
営業外費用		
経常利益		
特別利益		
特別損失		
税引前利益		
法人税、住民税及び事業税		
法人税等調整額		
当期純利益		

(3)団体の継続性について

団体の設立から何年経過しているか

社会を支える事業を通して、持続的な成長を実現

- ◆私たちは、「社会と共生する樹でありたい。」をグループスローガンに掲げ、社会の様々な課題をビジネスで解決する共通価値の創造経営(CSV = Creating Shared Value)を推進することで、持続的な成長を実現することを目指しています。
- ◆社会の課題を継続的に解決するためには、経済基盤が整っていなければなりません。また、働く仲間たちの雇用を守り、報酬を上げていくためにも経済的成長は不可欠と考えています。
- ◆このように、社会をより良くするための事業に取り組み、働く仲間と社会の人々を幸せにしたいと願う原点は、1963年の創業の原点にまでさかのぼります。
- ◆創業者は、下肢障がいを持つ身体障がい者でした。「障がいがあってもなくても、男でも女でも、子どもも高齢者も、肌の色が何色でも、全ての人が尊重される社会、会社を創りたい」との志を立ててお弁当屋さんを創業し、以後、事業を拡大し続け、社員食堂や病院給食、学校給食などの給食事業会社へと成長しました。
- ◆給食事業の性質上、8割以上が女性の従業員だったため、女性社員が働きやすい会社づくりに積極的に取り組み、社内制度を整えてきました。その結果、産休育休取得率も高く、育休後の職場復帰も推進していましたが、女性の社会進出が進む中、社内においても保育園に子どもが入園できず復帰が遅れるケースや退職するケースが増え、改めて働く女性や子育て家庭を社会で支える仕組みづくりの必要性を感じておりました。
- ◆このように、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子ども自らの「育つ力」と家庭の「育てる力」を社会全体が支援することが必要であると考えていたところ、縁あって2011年に目黒区で民営の保育園を開園、同年横浜市での放課後健全育成事業の運営を受託したことで本格的に子育て支援事業に参入しました。
- ◆現在は、社会を支える事業を中心に拡大し、本事業と同様もしくは類似事業である「学童・放課後子ども教室」、「児童館」、「保育園・子育て支援事業」の他、「学校・保育園・病院・企業等の給食サービス」、「公共施設・サービスの運営」、「送迎バス等の自動車運行管理サービス」、「障がい者就労支援事業」などを行う企業グループ「ソシオークグループ」を形成しています。

◆グループ会社ロゴ一覧



◆グループ売上高

約 **212** 億円

◆グループ社員数

約 **9,000** 名

(4) 団体等運営の透明性・公平性

進んで団体等の情報等を公表しているか

情報公開への対応

弊社は公的な施設の運営受託者として情報公開に対する取り組み方針を以下の通り定め運用しております。

◆市民の権利の尊重及び配慮

情報の公開を求める市民の権利が十分尊重される事を理解し運用します。またその際、個人に関する情報がみだりに公開されることのないように、最大限の配慮をします。

◆管理運営の透明性

運営方針及び年次事業計画、事業報告について、閲覧希望者に可能な限り情報提供を行い、運営の透明性を高めます。また、利用者からの意見・要望・クレームに対しては、公開請求の有無にかかわらず、施設内掲示板に回答書を掲示するか窓口にて閲覧に供するかの方法で説明責任を果たします。

◆公の施設の管理に関する指定管理者の保有する文書公開

本施設に従事する者が職務上作成し、また取得した文書等に対して「文書等公開請求書」が提出されたときは、必要に応じ当該自治体所管課等と協議し、情報公開条例等の趣旨に則り、受託者の責で全部公開、一部、又は全部非公開、若しくは文書等の存否を明らかにできないことを判断します。

また、受託候補者に選定後には、情報公開の対象とする文書及び企業情報として当該自治体「情報公開条例」の非公開対象文書となるものを分別し、協定書上で明確化して「文書等公開請求書」への対応について共通理解を持ちます。

◆文書公開に関する苦情の申立ての対応

指定管理者が行った公開の可否等の決定に、公開請求者から苦情の申立てがあったときには「苦情申立報告書」を当該所轄課に提出し、その内容について協議し、処分決定後は速やかに苦情申立者に対して処分内容を連絡します。

積極的な情報発信による運営の透明性確保と利用者増

子どもを持つ以前の大多数の大人にとって児童館の存在はなかなか意識に上らないものであり、親となっただけからそれらが自身の子育てに有効な施設であることを知らないことも多くあります。

まずは、児童館を広く知っていただくことが第一歩と考えます。

そのための情報発信として、児童館の基本的な情報に加え、どんなことができる場所なのか、児童館の魅力が伝わり、行ってみたいくなるようなパンフレット等を作成し、積極的に情報を発信し、新規利用者の増加をはかります。日常の何気ない出来事を随時更新する「活動報告」として伝え、リピート利用者にも児童館の活動に関心を持って参加いただけるよう働きかけます。

パソコンも携帯も利用しないインターネット環境にない方への情報の周知にも配慮し、パンフレットやリーフレット等を学校、保育園、幼稚園、小児科医院、産婦人科医院、その他公共施設を通して入手できるように協力を依頼します。

利用者だけではなく、地域の方々が、地域の子どもたちの健やかな育成に手を貸そうと思いついた時に、児童館にいらしていただけるように、ボランティアを広く募集していることを積極的に発信します。

利用の公平性確保の仕組みづくり

地域の子育て支援に関わる団体・グループ・個人が、子育て支援活動のための場として児童館を利用しやすくするために、利用するためのルールを明示し、誰でもが同じ条件で利用できることを周知します。これにより、子ども育成活動のための会合や、作業、イベント等の場として児童館の利用を促進し、地域の活動同士の横の連携を促し、点の活動を面に広げて子育て「地域力」を向上させます。

子育てサークル作りも積極的に応援します。一方で、児童館が特定のグループに占有され、それ以外の方々が疎外感を覚えることの無いように、グループ利用の「場」や「時間」の設定をルール化します。

(5) 団体等運営における法令等の遵守状況

個人情報保護法、労働基準法等が遵守されているか

法令遵守

- 私たちは職員数9,000名を超える企業グループとして、また子育て支援事業を運営する会社として各種法令遵守については当然の義務であると考えています。
- 弊社グループの経営指針においてもコンプライアンスの重視を宣言し、全職員が守るべき事項を示した「ソシオーク宣言2019」の中でも、ハラスメントの根絶や倫理的な取引、情報管理の徹底について謳われています。
- その他、入社時に法令遵守を含む服務規程についての誓約書の提出、各段階におけるコンプライアンス研修を行います。

ソシオーク宣言2019



健康経営優良法人^(※)2021の認定

- 弊社は上記取り組みを含め、長期的な安定雇用を目指した社員の健康増進支援を行った結果、令和3年3月4日付けで経済産業省及び日本健康会議の選定する「健康経営優良法人2021(大規模法人)」の認定を受けております。

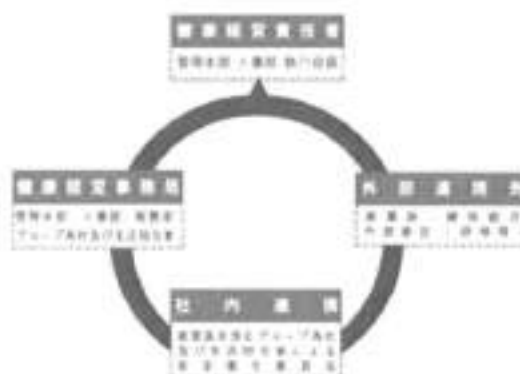


※健康経営優良法人認定制度とは

経済産業省と日本健康会議が、特に優良な健康経営を実践している法人を認定する制度です。健康経営に取り組む優良な法人を「見える化」することで、健康経営優良法人が社会的に評価を受けることができる環境を整備することを目的としています。

健康経営

- 「健康経営」を経営指針としており、その一つとして「働く仲間の健康」を掲げ、人が中心という考えのもと、安全・安心で誇りの持てる職場環境を提供することに努めています。
- 弊社グループは人事担当役員をトップとし担当役員を通じ、全社の健康課題や取り組み状況について取締役会、経営会議における進捗確認と経営者層とのコミットメントを図るとともに、全社横断的な取り組み体制の強化を実施しています。



ワーク・ライフ・バランス支援

- 仕事だけではなく、プライベートも充実した人生を歩めるように、ワーク・ライフ・バランス支援を行っております。
- 内閣府男女共同参画局が推進する「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言にもいち早く参加し、誰もが働きながら、子どもを産み育て、家族を看取り、地域社会においても活躍できるバランスのとれた生活を送れるよう、社内外に働きかけています。

育休取得

- 「育児・介護休業等に関する規程」が定められ、育休・産休の取得率はほぼ100%です。女性だけではなく男性職員の取得も進んでいます。休業中も社内報等を自宅送付するなど復帰への不安を減らし、産休復帰祝い金を設け、復帰を歓迎することを制度としても示しています。

従業員満足度調査

- はたらく仲間に「歓働」をもたらすことを経営理念に、毎年、従業員満足度(ES)調査に取り組み、経営計画発表会で全事業所に結果分析を発表し、さらなる向上・是正改善に取り組んでいます。

(6) 運営実績

再選定施設での運営実績

全国 334 件の受託運営実績、さらに再選定での失注“0”件

◆弊社の放課後児童健全育成事業の業務実績は以下の通りです。私たちは2021年8月時点で放課後児童健全育成事業、放課後子ども教室、児童館、その他子育て支援事業、パブリック事業を合わせて334件(*)を運営しています。その内、本事業と同様である放課後児童健全育成事業は192件で運営しています。

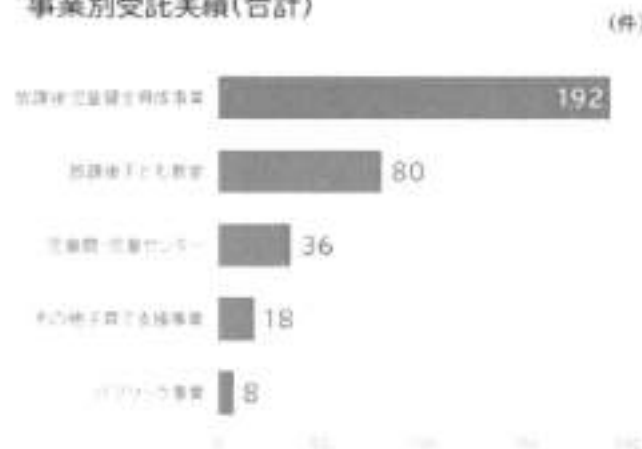
*運営施設内で児童クラブと放課後子ども教室を一体的に運営している施設は2件として算出しています。

◆また、本事業に参入して11年が経ちますが、現在まで再選定での失注は0件であることは弊社の運営の質の高さの証であり、再選定時において「やはり明日葉がいい」と思っていただけの受託後の最大の評価だと考えています。

受託運営MAP



事業別受託実績(合計)



◆受託自治体合計

都道府県数

全国 11 か所

市区町村数

全国 43 か所

◆運営施設内訳

放課後児童健全育成事業

全国 410 単位

放課後子ども教室

全国 80 施設

児童館

全国 36 施設

※事業別数値が異なる。「放課後児童健全育成事業」の施設及び運営に関する基準の支給単位に基づく

弊社運営施設と連携し、質の向上、安定的な運営を実現します。

- ◆弊社は貴市周辺の自治体において、公設民営の学童保育所・放課後子ども教室・児童館等の多くの施設を運営しています。プログラム等を合同で行ったり、情報や事例の共有、人材交流、欠員や行事の際の応援等、協力体制が取りやすい地域です。
- ◆本施設受託の際には、近隣自治体の施設との連携、情報共有をとりながら質を高めあうとともに、安定的な運営を実現いたします。



(7) 効率・効果的な運営への取り組み

施設利用の促進方策・創意工夫

児童館と学童保育所の一体的な運営を生かした館全体の有効活用の方策

一体運営に関する基本方針

児童館に学童保育所を併せ持つ複合施設という特長を活かし、学童保育児童が、乳幼児から18歳未満までの子ども及び保護者と、交流できる、豊かな体験の機会を創造します。

世帯人口減少傾向が進む中、地域住民が孤立することなく、互いに温かい関心を持ち助け合うことの出来る温かい地域コミュニティを形成することがますます重要になっていくと考えます。

孤立した子育てによる育児不安、新規転入住民の孤独など、看過することの出来ない課題です。

その中で、児童館と学童保育所の複合施設は、地域子育て・子育てコミュニティネットワークの要となりうる施設であり、多様な目的で来館する地域住民が、自然に出会うことの出来る場です。

それぞれ別個の施設ではなく、複合施設であるからこそ可能となる交流を、当施設の大きな魅力として活かす一体運営を心がけます。

私たちは、当施設全体が、地域住民にとって、子育ての場、子育ての場である「第二のおうち」と考えます。

留守家庭児童を対象とする学童保育所と0歳から18歳までの子どもと保護者を対象とする児童館とを一体的に運営することで、それぞれの対象者及び関わる方が、集うニーズは異なっても、自然に知り合い、交流できるように働きかけ、温かい地域コミュニティの形成をはかります。

「留守家庭児童だけ」「乳幼児だけ」「一般来館小学生だけ」「お母さんだけ」ではなく、世代や属性の異なる多様な人との出会いや交流は、個々人の人生を豊かにし、閉塞性をうち破り、みんなに開かれた地域コミュニティを形成します。

児童館と学童保育所の連携に対する基本的な考え

児童館内に学童保育所があり、児童館に来館する一般来館児童と、学童保育児童とが、放課後や休日と一緒に過ごせることは、大きな魅力です。

別々に分ける必要のある、学童保育のおやつ時間・学習の時間・帰りの会・お掃除の時間等の他は、可能な限り学童保育児童と一般児童とが一緒に遊べるようにします。

児童館職員と学童保育所職員は、緊密な連携を取ります。昼礼を合同で行い、毎日の遊びの際の安全管理など、日々の打ち合わせを日常的に行うほか、定期的な全体会議を月1回以上行います。

一緒に活動する際には、双方の職員で全体の子どもたちを見る体制をとれるようにします。

児童館で行う特別なプログラムには、可能な限り学童保育事業も参加できるように調整します。

学童保育児童が、乳幼児親子との触れ合いの機会を持てるようにいたします。

学童保育所を卒所後の児童も、児童館で継続的に成長を見守れる利点を活かし、子どもと子育て家庭を長期的に支える視点を持ちます。

児童と一緒に遊んだり行事を行う際の対応・取り組み

- 職員は、所属に関わらず、すべての子どもたちを区別することなく見守ります。
- あらかじめ、一緒に活動する際のプログラムや場所、時間、ルールや事故対応などを協議し、双方の職員が協力して、子どもに接したり、活動のサポートを行ったりします。
- 双方の参加人数や障がい児の参加の有無等を考慮した上で、職員配置や人数を調整します。
- けがや事故が起きた場合の緊急の対応や連絡方法も事前に職員同士で話し合い、児童が安心して安全に過ごせることを第一に考えます。
- 行事の一環として合同避難訓練を実施します。

一体的な運営についての考え方

二つの事業の一体運営により、共通部分を一括処理することが可能となり、コスト的にも、合理的かつ効率的な事業運営が可能となります。

事務機器や備品などは可能な限り共有化することで費用的にもスペース的にも大きく無駄が省かれます。

本事業において、最も大きな経費は人件費ですが、二つの事業を別々に考えるのではなく、一体的な不可分な事業として捉え、縦割りの壁を作らず、職員が柔軟に両方の事業を協力して実施することで、重複する作業の二度手間や、シフトの無駄等を省くことが出来ます。これにより人件費が抑制されると同時に、働く人の働き方改革にもつながると考えます。

人手不足で採用コストが高騰する首都圏において、職員の離職による後任者採用コストや引継ぎに際して生じる人件費のダブリは、予実乖離の大きな原因となります。働きやすい職場環境づくりにより、職員の定着と自己成長をはかることで退職と採用に関わるコストを省くことも経費コントロールにおいては、重要であると考えております。

一体的に運営することで省くことの出来るムダな作業は徹底的に省き、合理化することで、本来最も力を入れるべき利用者サービスに注力できる体制を整えます。



(8) 受託への熱意・意欲

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、子ども自らの「育つ力」と家庭の「育てる力」を社会全体が支援することが必要となっています。

学童保育所は、保護者の仕事と子育ての両立支援であると同時に、児童の健全育成のための重要な役割を担う事業であり、次世代を育成する極めて大切な事業であると捉えています。

今回の児童館、学童保育所運営事業者公募は、提供するメニュー内容の充実など、更なるサービスの向上が期待されていると理解しております。民間ならではの知恵と工夫を活かして、設置目的に合致したサービスの向上を実現いたします。

私たちは、児童館、学童保育所運営においては、大人の視点からのみならず、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの幸せを第一に考えて子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが大切であると考えます。

児童支援員は、学校の教師とも親とも違う、子どもたちの最も身近にいる大人です。

私たち自身が、子どもたちの信頼に応えられる大人でありたいと心がけています。

働く親にとっての使い勝手だけではなく、子どもが喜んで笑顔で通う姿があってこそ、親も安心して我が子を託すことが出来ます。私たち自身が、我が子を安心して託したくなる、利用したくなる理想の児童館、学童保育所を作りたい、そんな思いで私たちは、子育て支援事業に携わっております。

また、子育て支援は、母親が働く家庭だけに必要とされるものではなく、子育ての孤立化等の問題を踏まえて広く、「すべての子育て家庭を支援する視点」に立つて行うべきものです。

利用者だけではなく、国分寺市民の皆様の憩いの場、子育て支援の拠点となることを目指しております。

(9)事業運営への独創性

団体客でしかできない事業運営

私たちは育成支援について、児童の未来を育むプロフェッショナルであるという自覚と誇りをもって取り組まなければならないと考えています。育成支援の内容については弊社の強みであり、選ばれる理由である以下の3点を生かし、運営方針と目標に沿った内容をご提案します。

明日葉が選ばれる3つの理由

1 育成力 心と体を育む プログラム 	2 徹底性 安全・安心への 徹底した6の取組 	3 企画力 利用者目線の 付加価値サービス 
---	---	--

① 心と体を育むプログラム

私たちは放課後の多くの時間を過ごす児童館や学童保育所を単に預かる場所としてではなく、放課後の活動を通して、自主性や社会性を育みたいと考えております。やらせるだけの活動にならないように、各活動に目的を持ち、一人ひとり児童の持っているその子らしさを生かせるような環境を作り、見守り、時には助言しながら児童自身が考え、安心して遊べるように支援いたします。具体的なプログラムや年間行事は次の通りです。

【具体的なプログラム(例)】

情緒を育むプログラム

音楽やダンスのプログラム

音楽プログラムやダンスプログラムを実施しています。

<目的>

・音楽に触れながら遊びの中で自由に表現したり、自分の身体をコントロールする能力や楽しさを育む。

・グループ活動をすることで、皆で協力して何かを創り上げる喜びを味わう。



お話しでてこい

地域のボランティアや支援員による読み聞かせ、素話、ペープサート、人形劇、紙芝居等、物語を楽しむプログラムを実施しています。

<目的>

- ・心を落ち着かせて、じっくりと物語の世界観を体験する。
- ・大人が読み聞かせをすることによって、子どもの理解や感情を育み、自分で本を読む力を身に付けていく。



作って遊ぼう週間

毎月1週間を「作って遊ぼう週間」として、テーマを決めたクラフト活動に取り組みます。バルーンアート教室、リサイクル工作教室、手芸、木工等を実施しています。

<目的>

- ・自分を表現することや表現の仕方について進んで考え、描くことの楽しさや、作ることの喜びを感じる。
- ・自由に表現することを楽しんで豊かな個性を引き出す



世代間交流プログラム

地域の高齢者を迎えての交流プログラムや、ボランティアによる囲碁・将棋クラブ・生け花教室・茶道教室等を実施しています。また地域の高齢者施設の行事に児童が制作した手作りのプレゼントをお贈りするなどの交流も実施しています。

<目的>

- ・一緒に遊んだり、話をしたり、優しく接してもらう中で、相手の温かさを感じ、親しみや信頼の気持ちを持てるようにしていく。
- ・地域と共に子どもを見守り、地域が一体となって子育てをしていく意識醸成のきっかけとする。



身体を育むプログラム

体力増強プログラム

弊社ではグループ会社に所属する

1つです。

また、子どもたち自身が企画するスポーツ・遊びイベントを実施したり、ドッチビー、なわとび、ボール遊び、TV番組で大人気の鬼ごっこ「逃走中」等も取り入れ、子どもたちの希望や季節・地域に合わせた遊びを随時行います。過去にはリオオリンピック開催日程に合わせて、各クラブで「〇〇五輪」を開催しました。この様子は、自治体のホームページでも紹介され、産経新聞やJ.COMでも紹介されました。

<目的>

- ・身体を支えるために必要な体力を遊びの中で身につけ、健康な身体の基礎を育む。
- ・ものごとに取り組むやる気や集中力、ねばり強さを身につける。
- ・他者とのコミュニケーションやルールなどを学び、社会性を育てる。

その他のプログラム

その他にも季節に応じて、遠足や地域の施設(工場)見学、保護者や地域の方と一緒に交流を楽しむプログラムも実施します。

【具体的な行事計画(例)】

室内・工作イベント	外遊びイベント	その他イベント
クラフト工作	かけっこタイム	学年別タイム
ビーズクラブ	サッカー・フットサル	学校探検(新1年生)
茶花教室	野球教室	大道芸クラブ(
落語教室	空手教室	子ども110番ツアー
ぬり絵コンテスト 等	ドッジボール大会 等	手芸クラブ 等



ぬり絵コンテスト



空手教室



大道芸クラブ

② 安全・安心への徹底した6の取り組み

私たちは、利用者である保護者と子どもたちの安全と安心のための6つの徹底した取り組みを行っています。施設の衛生管理や衛生指導、環境設定など子どもを安心して預けられる場所、そして子どもが安全で安心して育つ居場所を提供いたします。

1. 衛生管理

児童館や学童保育所は多くの児童が利用する施設であり、感染症拡大源となる危険性の高い施設であることに鑑み、衛生管理を徹底します。

法人衛生管理基準

- 給食事業で創業した会社として、徹底した衛生管理基準を設けています。
- 本部に安全衛生委員会を設置し、毎月委員会を開催して、全事業所に毎月『安全衛生委員会だより』を届けています。
- 安全衛生委員会が定めた「衛生管理マニュアル」に則り、作業・点検・記録・確認を行います。



施設衛生管理

- 衛生管理マニュアルの殺菌方法に従い、施設内の玩具等は殺菌消毒します。
- 衛生管理マニュアルの定める清掃方法に従い、ドアノブやスイッチにいたるまで確実に清掃します。
- 洗浄後、食器乾燥機で乾燥させカビや細菌の増殖を防止します。
- 外部から細菌やウイルスの持ち込みを防ぐために、入り口に消毒用アルコールを常備します。
- おやつや長期休暇等で食事の機会がある場合は、テーブルの上をすべて片付けて、アルコールを噴霧した上で拭き取り、清潔な食卓で食べさせます。



情報提供

- 地域の感染症情報を収集し、地域で感染症発生が見られる際には、リスク管理レベルをあげて消毒殺菌頻度を増やします。
- 感染症発生情報と、対策法・予防法を利用者に情報提供します。
- 感染症罹患の恐れのある際には、利用を控えるよう協力を求めます。

職員の衛生管理

- 本部含め、全職員が毎月1回衛生検査(検便)を実施しています。
- インフルエンザ等の感染症流行時期には、職員は予防のためマスクを着用して勤務します。



【写真:衛生検査キット】

2.児童への衛生管理指導

施設の中を清潔に保ち、日々衛生状況を確認することはもちろんですが、生活の中で子どもたち自身が衛生意識を高められるよう適切な指導をするよう心がけています。

正しい手洗いの普及と習慣化

正しい手洗いを毎日繰り返し指導します。手を洗うべき時(入室時、トイレ後、おやつや食事の前等)に声かけし、手を正しく洗ったか確認します。

うがいの実施

うがいは正しい手洗いとともに感染症から身を守るために有効な手段です。うがいを習慣づけるように指導します。



清潔なハンカチとティッシュを持ち歩く習慣

手を洗った後は、必ず自分の清潔なハンカチで拭くことを指導します。ハンカチ・タオル等の共有はしません。ハンカチを持ち歩く習慣のない児童に対しては、自衛のためにも、持ち歩く習慣を身につけさせるように指導します。

児童が調理をする行事のルール

清潔なエプロン・三角巾・マスクを持参・着用させます。本人及び同居の家族等に下痢・腹痛等の症状がある場合は調理に参加させません。手指等に傷がある場合は、エンボス手袋を調理が終わるまで着用させます。出来上がったものは、原則、持ち帰りをさせません。



咳エチケット

児童に咳をする際のエチケットを指導します。予防を含めて適宜マスクの着用を促し、正しい使用方法を指導します。

プログラムの中での指導(実践例)

子どもたちが楽しんで衛生意識を高め、プログラムの中で感染症予防や知識向上につなげる取り組みです。コロナ禍でイベントの縮小、自粛、中止が余儀なくされており、子どもたちの体験の機会が次々と失われていく中で、コロナ禍であることを逆にとり、体験を通じて感染予防対策を学べる「負けるな！コロナバスターズ」というプログラムを実施しました。

子どもたちが興味を持つように5つのミッションをクリアする体験型のプログラムにし、ミッションクリアで「コロナバスターズ」に認定(認定証と認定バッチを授与)するという内容です。詳細は次ページを参照ください。

ミッション1	手洗いをレベルアップせよ!	正しい手洗い方法を学び、手洗いチェッカーで違いを体験
ミッション2	コロナ撃退アイテムを入手せよ!	事業所内で石鹸づくりをイベント向けにアレンジ
ミッション3	正しい知識で備えよ!	ターゲットゲームを「コロナ3択クイズ」にアレンジ
ミッション4	マスクの秘密を暴け!	マスクケースを作成(自分で作ると愛着がわく)
ミッション5	ヒーローにメッセージを届けよ!	医療従事者への「サンクスツリー」を作成し、コロナ感染者受け入れ病院に届ける(コロナ禍こそ思いやり・優しい気持ちで乗り越えてほしい)

【プログラム中の様子】



3.環境設定・支援内容

児童館や学童保育所の環境は児童の育つ力を支援する重要な要因であると考えています。児童の安全を確保するとともに自発的行動できるよう環境を整備します。また、支援員が児童1人1人に寄り添った支援ができるよう心がけて運営いたします。

(1) 児童の発達段階に応じた遊具の提供・環境設定

- 児童の遊びが豊かになるように創造性を引き出す教材・遊具を厳選し、年齢や発達に合わせた教材や遊具を提供します。
- 開室前に教材・玩具の点検を行い、壊れた玩具や破損・汚損した図書等は、修理をした上で提供します。児童の使用方法に問題がある場合は適切な使用方法を指導します。適宜、補修と補充をします。
- 玩具全てがいつも児童の目の前に出ていると、玩具に対する新鮮味が失われます。その日に使う玩具を出して、それ以外の玩具はしまうようにします。ボールやトランプ、ボードゲーム等は、カウンター貸出とし、使用する度に職員とのやり取りを通してコミュニケーションと大切に扱う責任感を育みます。
- 子どもたちの活動するスペースの中で、「静」と「動」の活動で場所を分けることや、コーナー遊びのようにそれぞれの活動に集中できる環境を設定します。
- リサイクル工作材料は、衛生状態を確認し整理整頓します。



(2) 生活支援

- 子どもたちが思い思いに活動しやすいように、遊具・図書・工作材料等の場所を決めて整頓し、「使った後は元の場所に戻す」片付けの基本を守ることが身に付けさせます。
- 特に1年生などは生活習慣として片づけが身につけていない児童も少なくないため、写真等で片づける場所を分かりやすくするなどの環境を作ります。
- 低学年児童は時計の読み方が曖昧なことが多いため時間管理が自立していません。帰宅時間10分前には帰宅準備ができるように、お片づけと準備を促します。
- 児童の安全のため、帰宅管理を徹底します。ホワイトボードを活用し出席児童と欠席児童を帰宅時間ごとで見える化し、今いる児童と帰宅した児童を全職員で把握します。
- 児童自身が帰宅時間を意識できるように、日々の出席カードや連絡帳を提出するBOXに時計のイラストを貼り付けるなどの工夫をいたします。



- 児童は人間関係のトレーニング期にあたるため、けんかや対立等のトラブルが起こることがあります。性急に収束させるのではなく、トラブルの性質をしっかりと見極め、子どもの持つ問題解決力を信じ、育む対応をします。
- いじめ等の見落としがないように予防と適切な対応をとります。子どもたち自身の人権意識と思いやりの心を育むために開発された「きもちワークショップ」の実施も検討します。
- 活動の区切りに片付けを入れて場を整え、話を聴き静まる時間を短時間設けます。一旦静まる習慣を身につけることにより、緊急時に支援員の指示を冷静に聴く力をつけます。



【写真:きもちワークショップ】

(3) 遊びの提供、遊びに関する支援について

- 児童にとって遊びは、発達を促す上で欠かすことのできない要素であり、遊びのもつ教育効果は他で補うことができません。支援員は、意図した働きかけや子どもの遊びが発展するような仕掛けを通して、子どもが考え、決断し、行動し、責任を持つという自主性・社会性・創造性を身につけられるように対応します。
- 活動において、「子どもたちが話し合い、計画⇒準備⇒実行⇒振り返り⇒改善」という方法を取り、子どもたちは、「やらされている」のではなく、自ら積極的に取り組む活動の主体としての役割を果たします。年齢によって、児童の取り組み方は多様ですが、それぞれの年齢・発達段階に応じて十分に主体的に活動できるように支援します。
- 地域の方々(サポーター)の協力を得て、昔遊び、囲碁将棋等を積極的に取り入れます。



児童への関わり方

児童館や学童保育所における子どもたちの遊びに支援員が関わることは、子どもたちの心理に大きな影響を与えることを理解し、遊びを豊かに、そして安心して行うことができるようにするために、指導員は個々の児童の状況や集団に合わせて多様な関わり方をする心を心がけます。

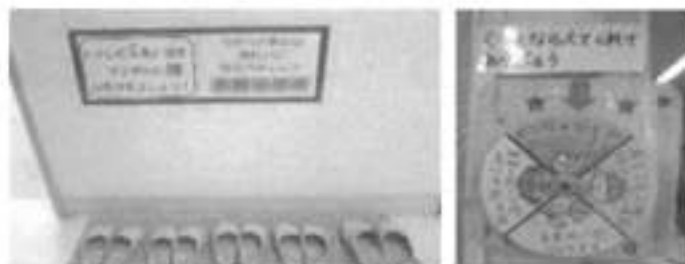
また、支援員は学校の教師とも保護者とも違う子どもたちの最も身近にいる大人です。大人との安定した信頼関係のもとで、子どもは「遊び」「学習」などの活動、十分な「食事」「休息」が保証されることで、安心して生活し、育つことができるということを理解し、子どもたちの信頼に応えられる大人であることを心がけます。

- ① 遊び相手になる
- ② 遊び仲間の一員になる
- ③ 一緒に遊びながら遊びをリードする
- ④ 遊びを工夫する方法を示す
- ⑤ 子どもの知らない遊びを紹介する
- ⑥ 遊びの傍にいて、子どもを見守る



(4) トイレ

新1年生や配慮が必要な児童がトイレに行く場合、声掛けとともに緊張を和らげるために児童がトイレに行く際に支援員が付き添うなどの配慮した運営をいたします。



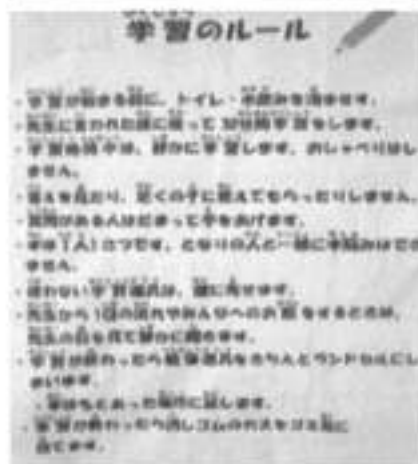
(5) 延長時間

- ほとんどの児童が帰宅し少人数になる時間帯は、寂しくならないように配慮します。
- 支援員が個々の児童と向き合う貴重な機会と捉えて活用します。
- 大人数の活発な雰囲気とは切り替えて穏やかに過ごす事ができるよう少人数向けの玩具等を用意します。
- 迎えに来た保護者と積極的なコミュニケーションを図ります。

4. 学習とおやつについて

学習

- 勉強するためのスペースを確保し、邪魔されずに勉強できる環境を整えます。
- 平日及び土曜日は来室後、「学習・本読みタイム」を設け、学習習慣と生活リズムを身につけさせます。勉強するためのスペースを常時確保し、集中して勉強できる環境を整えます。
- 九九、百人一首、地図と国旗、書き取り等、みんなでゲーム化して覚えることが効果的なことは、積極的にゲームや大会にして遊びに取り入れます。
- 宿題に関しては、各家庭の意向や学校の考え方を把握しルールを決めます。学童保育所で必ず宿題を終わらせるのではなく、児童1人ひとりのペースで進め、早く終わった児童や宿題を家でやることになっている児童に関しては、図鑑や物語等の「本読みタイム」として環境を整えます。
- また、全国の小学校でICT化が進む中で、学童保育所においても児童の自発的な学習の幅を広げることを目的として、学習支援用タブレットの導入を提案いたします。



◆具体的な内容は提案P39、40をご覧ください。

おやつ

おやつの考え方

弊社は給食事業に長年携わってきた食のスペシャリストです。おやつは単に空腹を満たす以上の大切なものと捉え、子どもたちが寛いで友だちと一緒に楽しく食べられるように配慮します。

- おやつは夕食までの補食でもあります。三度の食事を補う栄養的配慮と、夕食に影響しない内容と量に配慮します。また、おやつの内容やカロリーを保護者や子どもへ周知いたします。
- 安全衛生上の問題がありますので、基本的には袋菓子が中心になりますが、おやつは単に空腹を満たす以上の大切なものと捉え、子どもたちが寛いで友だちと一緒に楽しく食べられるように配慮します。
- メニューは、スナック菓子ばかりを提供するのではなく、ヨーグルトや肉まん、おにぎり、自然解凍できる食材等、栄養や腹持ちが良いものと考えて提供できるようにし、なるべく全員が同じものを食べられるようなメニューを考えます。



【写真:おやつメニュー(例)】

既存事業所のおやつメニュー例

月	おにぎり	ビスケット	ラムネ	麦茶	232kcal
火	サンドイッチ	スティックゼリー	塩せんべい	麦茶	113kcal
水	プリン	せんべい		麦茶	160kcal
木	今川焼(カスタード)	塩せんべい	チョコスナック	麦茶	220kcal
金	ウインナーパン	チョコ菓子		麦茶	160kcal
土	プリン	せんべい	ラムネ	麦茶	178kcal

調達・保存方法

- お誕生会のケーキや節分の恵方巻など袋菓子以外のものを提供する場合には、添加物や衛生状態、保存や配達など、独自の安全基準を満たす地元業者から調達します。
- 管理方法は、
[redacted] します。
- 在庫管理は日々
[redacted] にします。

提供方法

- 提供時の衛生的な配慮や児童の気持ちの切り替えのため、支援員はおやつ提供時にエプロンと三角巾を着用するようにしています。
- ◆アレルギー児への提供・配慮につきましては提案書 P70をご覧ください。



【写真:準備風景】

5. 支援員の取り組み

児童育成を担う職員であるという自覚と責務を認識し、日々真摯に業務にとりみます。また、近隣の住民や学校関係者、保護者など多くの方と関わるため、日頃から服装や身だしなみを整えて業務に取り組みます。



服装・身だしなみ

• 服装(勤務中)

ユニフォーム(上着)、長ズボン、靴下を着用し、長ズボン、靴下については、派手な色柄やルーズな型は控えます。活動のしやすい靴を履き、いざというときに直ぐに行動ができるよう、かかとを踏まないよう徹底いたします。

• 化粧・ヘアスタイル

過度のメイクは控えます。清潔感のある髪型に整え、長い髪は束ねます。

• 爪、アクセサリー類

安全及び衛生のため、爪は短く整え、マニキュアやアクセサリー類の装着は禁止します。



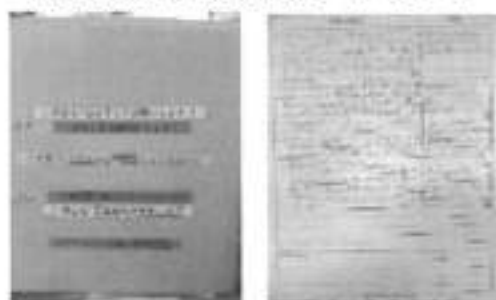
業務

支援員同士の情報共有方法、連絡ミス対策

- 児童館及び各学童保育所において、児童受け入れ前に毎日ショートミーティングを実施します。
- また、業務日誌を有効活用し各支援員が勤務しなかった日の内容などを必ず確認するよう徹底します。
- ミーティング等で業務日誌のみでは伝えきれないような重要な事案(保護者からの苦情や児童同士のトラブル、児童虐待の疑いのある事案や学校からの依頼事項など)については情報共有ノートを用い、全支援員で情報共有します。
- 連絡漏れ等は事故、事件に直結するため、保護者からの出欠連絡等の情報を支援員が一人で抱えることのないように、連絡を受け取った支援員はすぐに共有ノート等にメモをし、加えて他の指導員へも口頭で共有する体制を構築します。



【写真:児童受け入れ前ミーティング】



【写真:業務日誌】

準備・整備・報告

- 受け入れ後は児童に注力できるように、児童受け入れまでの時間の、環境設定・事務作業・制作・打合せ・会議・研修などに充てます。
- 遊具や備品、設備等の安全点検を行い、安全で安心な環境を維持します。
- 最終児童送り出し後、職員はすぐに退勤するのではなく、「まだ帰ってこない」等の問合せや連絡に対応します。※1人帰りがある場合
- 職員は退勤前に職員同士の情報共有ノートに引き継ぎ事項を記録するとともに、所定の業務日誌に記録し明日以降の運営に反映します。
- 最終退勤者は、学校職員に退勤の挨拶をして施設を確認した上で退勤します。



6.児童の受け入れ

学童保育所は学校や家庭からといった生活の延長線上に位置付けられていることを意識して、児童の様子を観察するとともに児童や家庭に寄り添った対応につなげます。また、学童保育所への入退室管理ミスは大きな事故や事件につながる恐れがあるため、徹底した管理を行い安全で安心な学童保育所運営を実現します。

受け入れ

- 保護者に代わって児童をお預かりする場であるため、入退室管理を徹底します。
- 日々の児童の様子を丁寧に観察し、変化があらわれた際に速やかに気づき、適切な対応をします。入室時には必ず視診と声かけを行います。
- 利用当日の連絡帳や電話で、体調等の記入や連絡がないか確認し、必要に応じて活動内容を調整します。
- 体調が悪いが迎えを要するほどではない場合は、可能な限り簡易ベッドを設置し安静に過ごせるようにして、職員が見守ります。経過は連絡帳に記入して報告します。

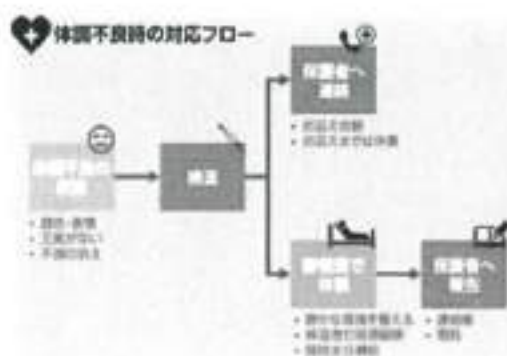


【写真:簡易ベッド】

健康管理

- 日頃より児童の様子を観察し、いつもと違う変化が表れた際は、声をかけ適切な対応をします。必要に応じて学校や家庭と連携を図り児童の健康管理を徹底します。
- 活動中に発熱(37.5℃以上)・発疹・嘔吐・激しい下痢・顔色がすぐれない・元気がない等、児童の具合が悪い場合は、早めに保護者に様子を伝え、必要に応じて医務スペースで休ませながら様子を見守ります。経過は保護者に共有します。
- 気温・湿度・PM2.5・光化学スモッグの情報を確認し、子どもたちが安全に外遊び出来るかの的確に判断します。外遊び時には、必ず帽子を着用させ、適宜、日影で休憩を取り水分補給をするように声掛けします。

◆③の企画力は提案書 P39～P50 の自主事業をご覧ください。



(10)施設管理の安全性への配慮

有資格者の常駐・施設管理の専門性のある団体等

日常的な施設管理

子どもたちが利用する施設は、安全で安心な環境を維持する必要があります。ISO9001 同等の品質マネジメントを行い、保守点検を計画的実施することで快適な環境を維持し、安全性を確保します。

常勤職員の専門資格保有者^{*}、常勤職員はほぼ 100%

- 年々利用者ニーズや質の向上が求められており、より良いサービスを提供できるよう、学童保育所や児童館の職員は資格保有者(保育士、幼稚園教諭、小中高教諭、特別支援学校教諭、社会福祉士、放課後児童支援員)が望ましいと考えています。
- そのような中で、弊社は専門知識や経験を有する人材を数多く雇用しており、さらに資格を所持していない職員には積極的に取得支援(受験料、テキスト補助等)を行い、職員の専門性を高めています。

※保育士、幼稚園教諭、小中高教諭、特別支援学校教諭、社会福祉士、放課後支援員の資格保有者数

保育士資格

職員及び内定学卒者の資格取得支援に取り組んでいます。各自の進捗状況に合わせた指導を行います。自主勉強会や情報交換等もあり、学習意欲の向上に役だっています。実技試験対策として、弊社グループの保育園長等を講師にした練習会や、資格取得した職員の体験談を聞く場や質疑応答コーナーも設けています。

日常的な点検

保守点検にあたっては、予防保全の考えを元に、日常点検・定期点検(法定点検)・臨時点検を組み合わせて実施します。維持管理責任者を設置し、担当と責任を明確にします。安全確保と施設・設備の長寿命化をはかります。

年間維持管理計画と巡回ルートの方策

市の維持管理基準と建物状況を照らし合わせ、設備点検・清掃・植栽等に関する年間維持管理計画を策定します。毎日の巡回ルートや巡回時のチェック項目を定め、常に一定の水準を保てるようにします。

定期巡回による日常点検(点検者、点検箇所、報告内容)

職員が開館前、開館中、閉館後の1日に3回施設内を巡回し、設備の目視点検や利用者の状態の把握等を行い、変化や不具合を早期発見します。

巡回時に確認するリストについては、下記の内容を参考に状況に合わせて作成します。

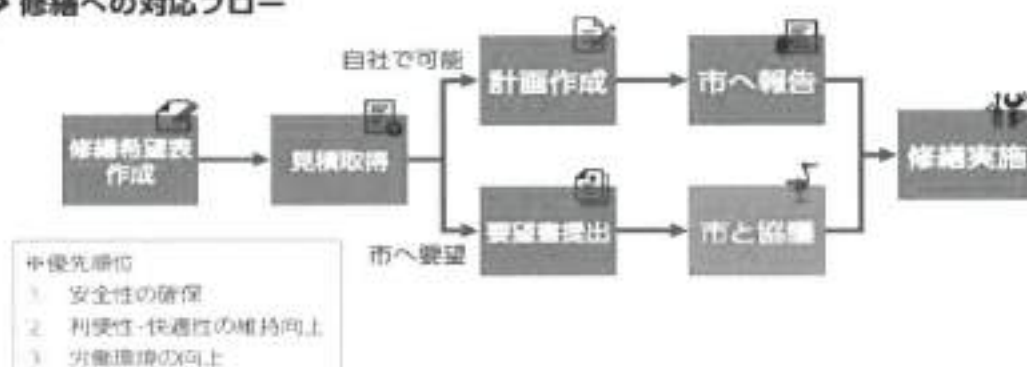
場所	内容	場所	内容
室内・遊戯室・工作室	床の不具合(破損、くぎ等) 床が滑る ドアの不具合 ドアのに手指を挟む危険 窓の破損・ひび割れ 掲示物の固定を確認 吊り下げているものが不安定 いす・机の不具合 書棚・収納棚当の転倒危険性 書棚・収納棚からの落下物 内壁の剥がれ 壁面に飛び出たフック・釘 備品や用具の破損・不具合 遊具・器具の収納状況確認 ドア・扉金具の緩み	固定遊具	鋭利な部分 突起や引っ掛かり 大きな開口部や隙間 基礎部の不具合 不要なロープやひも 腐食・破損 着地部の窪み ネジの欠落や緩み ガラスや金属片の散乱 落書き・いたずら
玄関 昇降口	ドア・扉に手を挟まないか 床が滑らないか 下駄箱が転倒しないか すのこの割れ・釘飛び出し 床が滑らないか 床の汚れ・破損	門柱・門扉 フェンス	門柱が不安定 門扉の不具合 破損や汚損
廊下	掲示物の固定確認 壁面に飛び出たフック・釘 窓の破損・ひび割れ 不要なものが置かれていないか	水場	滑りやすすくないか 蛇口の不具合 排水不良 水の濁りや汚れ
階段	滑りやすすくないか 手すりの不具合 不要なものが置かれていないか	排水溝・蓋	不具合 排水不良
トイレ	滑りやすすくないか ドア・扉の不具合 衛生状態 不要なものが置かれていないか	駐輪場 駐車場	整理されているか 不審な車や自転車がないか 不要なものが置かれていないか

遊具	遊具等に破損が見られないか。 動作に異常がないか	防災備品	消火器等備品の確認 非常口や誘導灯の確認
設備・備品	壁、床、手すり、階段等の破損・損傷 備品等に破損が見られないか		

管理上の不具合や小さな問題の報告

日常の維持管理や定期的な保守点検などにおいて、施設・設備の不具合などの小さな問題を発見した場合は、一元的に記録した上で、速やかに市に報告します。簡易なものや迅速な対応が必要なものについては、報告時の市との協議に基づいて、弊社で補修等の対応を行います。備品の入れ替えが必要な場合や大掛かりな修繕が必要な場合は、写真を添付した報告書・要望書を提出し、修繕等の対応に関する協議を行います。

修繕への対応フロー



(11)利用者への対応状況(接遇・苦情対応)

利用者への対応マニュアル・社員教育独自マニュアルの整備(利用者への平等利用の確保)

各種マニュアル整備

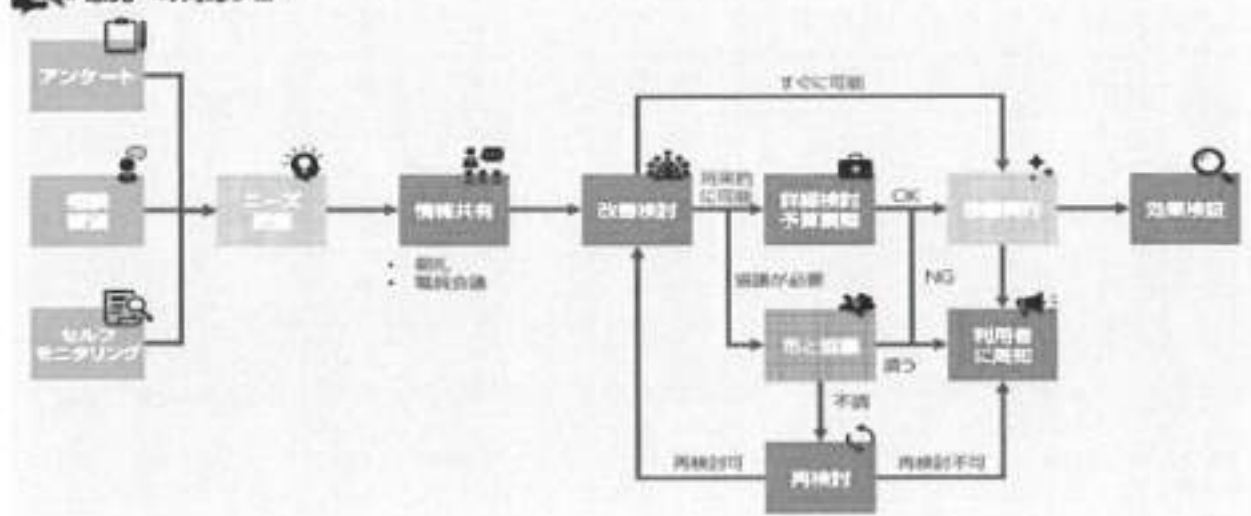


利用者の声に基づく業務改善

◆運営に対する意見・要望は、サービス改善につながる貴重な財産です。以下記載の方策でニーズを収集・把握し、施設運営に反映していくことで、利用者本位の施設づくりを推進します。意見の収集に際しては、積極的に意見する方だけでなく、「言いたいことはあるが言えない・言わない方」「意見があるが上手く表現できない方」の意見・要望(潜在的ニーズ)も収集できるように努めます。

◆また、利用者の声及びモニタリング結果はすべて内容を確認・分析します。調査、分析結果や対応については、市に報告するとともに職員会議で協議し、対応策を検討します。検討結果に基づいて、改善計画書を作成して運営に反映させ、サービスの向上に努めます。ニーズと検討結果をおたよりや施設内掲示、情報共有ツールなどで開示して、利用者の理解を求めていきます。

意見への対応フロー



メッセージBOXの活用

- 無記名で投書できる「メッセージボックス」を設置し、週に1回以上確認します。要望や苦情を口に出さず施設を利用しなくなってしまう方を防ぐためにも匿名性を維持し、利用しやすい環境に置くように配慮します。



【写真:メッセージBOX】

積極的な問いかけ

- 利用者の要望を掴むには、常にコミュニケーションを取ることが重要です。「何か問題はなかったでしょうか?」
- 「お気づきの点はありましたか?」などの問いかけを積極的に行うようにします。直接収集した要望や意見は、速やかに職員間での共有を図り、対処が必要な内容は業務への反映を図ります。

アンケートによる意見・要望の収集

- アンケート調査による意見収集を年に1回以上実施し、分析評価します。
- 結果は直ちに運営改善に役立て、その後の事業計画の参考にします。
- アンケート調査による施設や職員の印象についての評価を「大変良い・良い・普通・悪い・大変悪い」の5段階で聞き取った場合、「大変良い・良い」の評価が全体の85%以上となることを目指します。

苦情の対応・方法

- 苦情に対し直接対応が可能であれば、責任者以下職員が迅速に対応します。謝罪した上で、状況の把握に努め、問題の認識に齟齬のないよう、随時内容や双方の認識を確認します。弊社の対応に問題があれば、再度謝罪するとともに、速やかに再発防止策を講じます。勘違いなど、当方に起因するトラブルではない場合は、改めて詳しくご説明し、誤解や勘違いを与えた点を適切に解消できるような対応を心がけます。
- 苦情やクレームが発生した場合は、下記のように状況確認や本人への謝罪といった一次対応だけでなく、根本原因を取り除く二次対応にも努め、苦情やクレームが起きない運営を目指します。再発防止の観点から、職員全体に苦情に対する情報共有を図り、再発防止策や改善策を周知徹底します。



第三者委員含む苦情解決制度

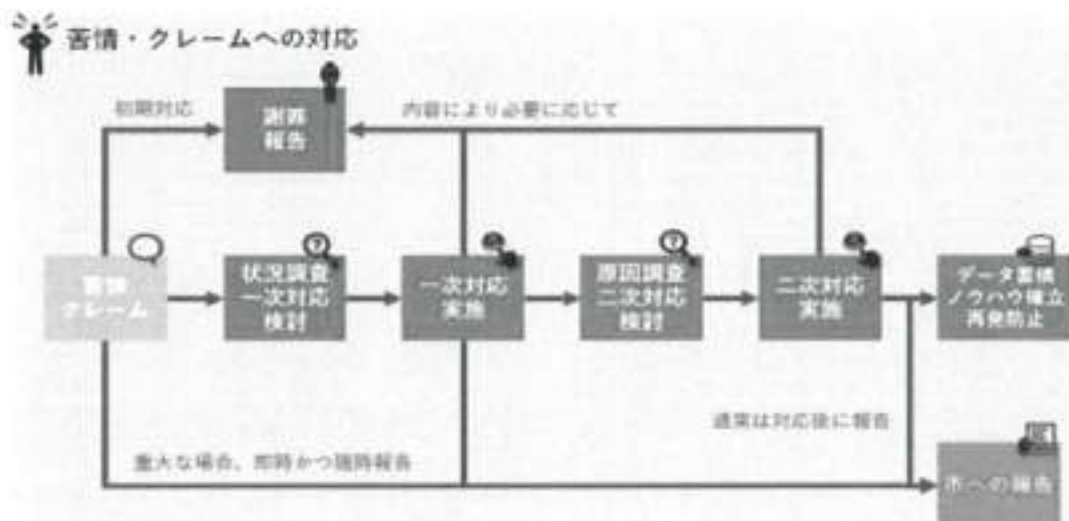
- 運営する事業所において第三者委員を含む苦情解決制度を設け、入口付近に掲示する等利用者に周知しております。当事業においても、貴市と協議し第三者委員を含む苦情解決制度を設置します。

相談対応責任者	責任者/統括責任者
受付担当者	支援員
相談解決責任者	取締役社長 執行役員
第三者委員	貴市が定める第三者委員

ISO9001品質マネジメントシステム

- ISO9001 品質マネジメントシステムの「顧客満足管理規定」により、寄せられた声を「顧客情報受付票/ 是正処置計画書」の様式で、内容・対応及び処置・原因・是正処置案・是正処置予定日・是正処置完了の確認・確認予定日を記録し本部に報告します。
- 本部は報告内容を精査し、現場事案か本部事案か外部サポート事案かを判断し、対処・改善措置を実施します。さらに改善策が有効か否かの効果確認も実施します。

苦情対応フロー

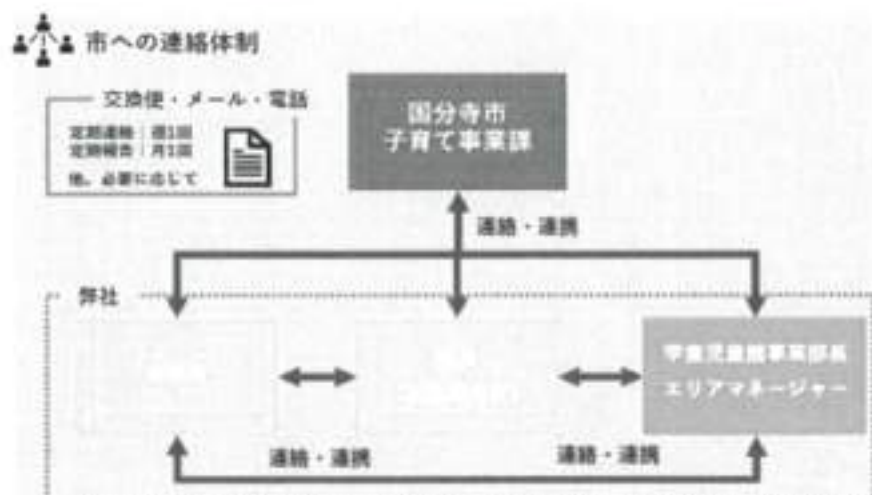


本部との連携

- 苦情の内容や対応予定、調査結果等を本部と随時共有し、対応や調査について指導・検証します。

市への報告

- 市に対して、正確に報告をします。重大な場合には即時かつ随時報告を行い、市との連携の上、真摯に対応いたします。



事後対応

申告者に対し、経過等の記録や意見により改善された点や再発防止策などを確認できる形で報告するとともに、全職員で共有します。

(12)社員等への育成状況

研修の実施状況等

私たちは児童の命をお預かりする以上、「～しか」できないということがあってはならないと考えています。そのため、正社員・パートナー等の雇用形態を問わず、すべて共通の方針を持って研修及び育成を行っています。

取り組み

- 子育て支援事業は、直接子どもたちや保護者と接する現場の働きが何よりも重要です。現場職員が長期的に働くことにより、指導・支援の経験やノウハウが蓄積されていきます。自己研鑽に励みつつ熱意を持って日々の業務に従事できるような環境を整備しています。
- []を設置し、[]による学びに加え、クラブ活動による交流もあります。OJTとOff-JTを効果的に組み合わせて育成をはかります。
- キャリアパスと、必要な研修を明示することにより、将来の見通しを持った学びができます。各自に必要な研修をバランスよく受講させることにより、計画的な育成と資質向上を図ります。
- 事業の枠を超えて、他事業部、グループ各社の職員と一緒に研修受講することで、横のつながりも強化し、人が辞めない会社を目指しています。
- 1年間を通して必要な時期に必要な研修を実施し、大きなトラブルや事故を未然に防止するようサポートします。(夏前には熱中症や食中毒に関する研修、新年度前には個人情報や応急処置に関する研修など)

研修計画

OJT

日常業務の中で知識・技能・意識の向上をはかります。

- クレド(行動指針)を携帯し、朝礼(昼礼/夕礼)時の唱和による理念や方針の浸透
- 本部の専門家による巡回指導の実施
- 職員会議での情報共有とフィードバックの実施
- プログラム会議の実施
- ケース検討会議の実施

Off-JT

事業に従事する者全員の知識・技能・意識の統一をはかり、チームワークづくりに努めます。また、人と接する職業として相応しい接遇・対応ができるように、マナー研修・傾聴トレーニング・個人情報保護研修・救命救急講習等を実施しています。数多くの研修機会を設け職員に自己研鑽機会を提供しています。

さらに当社が作成した「児童育成事業支援員業務マニュアル・児童育成ガイドブック」をもとに配属時研修を必修としています。

年間の研修計画例については下表の通りです。任意で受講したい研修を選択するものと、全員必修で実施するものに分けられます。パソコン上で研修が受講できる Zoom でのオンライン研修も整備しており、全職員がどこでも学べる環境を提供します。

月	研修	主催・講師	月	研修	主催・講師
4月	●	法人本部	8月	●	法人本部
	●	法人本部		●	法人本部
	●	法人本部		●	e-ラーニング
	●	法人本部		●	e-ラーニング
	●	外部講師	9月	●	法人本部
	●	法人本部		●	香川県庁ごと
	●	事業者/スクールサポーター	10月	●	法人本部
	●	e-ラーニング		●	グループ企業: 体操講師
●	e-ラーニング	●		法人本部	
●	e-ラーニング	●		エリアマネージャー	
5月	●	法人本部	11月	●	法人本部
	●	グループ企業: 体操講師		●	法人本部
	●	法人本部/南地区		●	法人本部
	●	法人本部		●	e-ラーニング
	●	エリアマネージャー		●	e-ラーニング
6月	●	法人本部	12月	●	法人本部
	●	法人本部		●	e-ラーニング
	●	法人本部		●	グループ企業: 体操講師
	●	法人本部		●	外部講師
	●	e-ラーニング		●	e-ラーニング
7月	●	法人本部	1月	●	法人本部
	●	グループ企業: 体操講師		●	e-ラーニング
	●	法人本部	2月	●	法人本部
	●	e-ラーニング		●	法人本部
	●	e-ラーニング		●	法人本部
			3月	●	法人本部

- ◆弊社の日報システムを導入し、運営開催日の参加児童数等を管理し、市への報告を効率的にします。
- ◆PCの配備とともに、モバイル Wifi を配備し緊急時における情報収集を行い現状を把握します。
- ◆各施設に所属する職員の勤怠管理、労務管理を一元的に管理し職員の負担を減らします。
- ◆ネット環境整備し、Web 研修を行います。
- ◆当日勤務する職員の体調を把握し、日々ネット上で本部へ報告するレポートラインを構築しています。
- ◆弊社動画チャンネルを視聴できるようにし、工作やイベントの横展開を行い職員の負担を減らします。弊社は法人独自の Youtube 公式チャンネルを開設しており、運営施設における研修やイベント実施の横展開に活用しており、昨今のコロナ禍において、右の写真のようなマスクケースを子どもたちと工作する取り組み等も実施しました。自分たちでつくることで愛着を持ち、マスクケースの利用率も向上するという良い結果が得られました。



【マスクケース工作(YouTube 動画)】

(13) 個人情報保護対策状況(情報の管理体制)

法令遵守、個人情報保護のための取り組み

個人情報保護体制

ISO27001に基づく個人情報管理体制

- 公的サービスの受託運営者として個人情報保護を重要な責務と位置づけ、弊社が取得する国際規格 ISO27001 情報セキュリティマネジメントシステムの基準のもと、以下の「個人情報に関する基本方針」で運用します。
- 日頃より個人情報の取り扱いを重視し、個人情報保護法および「個人情報を取り扱う業務委託契約の特記事項」等に基づき、「個人情報管理規程」を定めます。
- 全ての職員に個人情報保護研修(採用時研修:1回(入社誓約書も提出)、定例研修:年1回)を義務化し、個人情報の取り扱いと秘密保持義務について十分な理解のもとで厳格に管理します。



個人情報に関する基本方針

- 個人情報の取得は、適法かつ適正な方法で行い、利用目的の範囲でのみ個人情報を利用します。
- あらかじめ明示した範囲および法令等の規定に基づく場合を除き、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく外部に提供しません。
- 個人情報を適切に管理し、漏洩や滅失、き損等を防止するため、適切な措置を講じます。
- 自己の個人情報について、訂正や削除等の申し出があった場合には、速やかに対応するとともに、個人情報の取り扱いに関する苦情があったときは、適切かつ速やかに対応します。

漏洩防止対策

個人情報管理体制

- 個人情報の適正な管理を推進するため、責任者を個人情報保護管理者として設置するとともに、本部内に、個人情報に関する苦情・相談窓口を設置します。
- 補助員も含めて、利用申込書の受付等、本施設で利用者に接する可能性のある全職員を個人情報取り扱い担当者として位置づけ、下記のような取り扱いを徹底します。

個人情報管理体制



3段階のセルフモニタリング

総務省『行政機関等における個人情報保護対策のチェックリスト』に準拠したチェックシートを使用し、三段階のセルフモニタリングにより、個人情報適切に扱われているか確認し、必要に応じて是正指導をします。

段階	モニタリング実施者	内容
第一段階	館長/現場責任者	館長/現場責任者による自己点検
第二段階	本部 エリアマネージャー	エリアマネージャーによる点検
第三段階	本部 事業部品質管理者	品質管理者による社内監査

情報管理

情報セキュリティを高めるために一番必要なことは、職員の意識向上です。設備面での情報管理レベルを上げると同時に、情報に接しうる職員が情報管理手順を遵守するように、次頁に示した対策に取り組んでいます。

アクセス 権限の制限	ID とパスワードでパソコン利用者を管理しています。
	共有サーバーは、アクセス権限が厳密に定義されています。
	情報の機密性に応じてファイルにパスワードを設定しています。
	最初と最後に入退室する職員は、時間と名前を記入します。
	離席する際は、機密書類等を施錠できる引き出しやロッカー等へ収納します。
	機密書類等の書庫は、施錠管理され、アクセス権限者が限定されています。
	本社オフィスの鍵は、ID カード及び暗証番号で二重のセキュリティをかけています。
ウイルス等の 情報漏えい 防止策	以下の内容を徹底しています。 ・不要なサイトにアクセスしない ・覚えのないメールや添付ファイルは開かない ・ファイル交換ソフトを使用しない
	ソフトのインストールには情報管理責任者の承認が必要です。
データ 送信時の 防止策	一斉送信する際は、BCC を使い、宛先や名前等が見えないようにします。
	FAX 送信時は、誤送信をしないように頻繁に使う FAX 番号は登録した上で、再確認して送信します。
データの 持ち出し 原則禁止	機密性のあるデータの持ち出しは原則禁止です。
	行政等との受渡し等で持ち出しが必要な場合、ファイルにパスワードをかけ、受渡し先に直行するように努めます。
	データを持ち帰っての自宅のパソコンで作業は禁止しています。

利用者個人情報の取り扱い(保管等)

個人情報取り扱いのガイドライン

- 個人情報保護方針(プライバシーポリシー)を場内掲示、ホームページで公表します。
- 責任者を個人情報取扱責任者とし、情報の漏洩、破損、改ざん等の防止に関する事項を統括します。
- 就業前に個人情報保護研修を実施し、全職員に対して守秘義務を徹底させます。
- 利用申込書・職員名簿・拾得物記録・事故記録等、個人情報記載書類は、施錠可能な書庫等に保管し、使用の際は責任者の許可を義務付けます。
- データ化された個人情報は、他者が容易に閲覧できないように、アクセス権やパスワードを設定します。
- 個人情報を取得する際には、使用目的を通知し、目的の範囲内でのみ取扱います。
- 個人情報は、正確・最新の内容に保ち、職員を監督する体制を構築します。
- 正当な理由のある場合を除き、第三者への情報提供をしません。
- 保有する個人情報は、本人が求める場合は、開示・訂正・利用停止を行います。
- 保管期限を定め、期限経過したものはシュレッダーで破断した後、廃棄処分します。

個人情報の保存と廃棄

- 本施設で保有する個人情報の情報媒体は、紙、データの2通りです。紙媒体での個人情報は施錠可能な書庫等に保存し管理をします。
- データ媒体の個人情報は責任者のみが扱えるパソコンに保存し、パスワード等にて管理します。破棄・廃棄は溶解もしくはシュレッダー処分とします。



【写真:個人情報取り扱いの徹底】

児童の写真や氏名の取り扱い

- 活動の様子等を公開する際は、個人が特定されないよう、顔や氏名がわからない写真、情報に限定します。
- 保護者の了解を得た場合のみ、個人の特定される写真、情報を公開使用します。

禁止事項の掲示

- 故意はもちろんのこと、過失による漏えい・紛失・盗難などを含めたルール・手順を個人情報保護規程に定めます。
- 規程を安易に捉え、遵守を怠ると利用者や市の信頼を失墜する重大な事件に発展するというリスクを十分に認識しております



(14) 自主事業などの提案

配食サービス

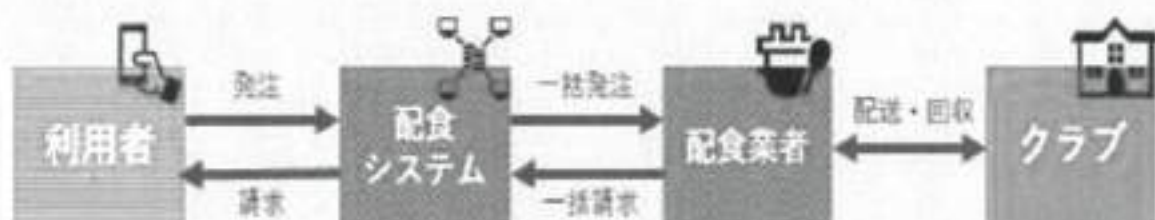
三期休業日や始業式、終業式など学校給食がない期間の昼食については、原則児童が持参することになっていますが、保護者の方が昼食を準備するのが難しいケースもあります。そうした場合の代替策として、配食サービスの活用を提案いたします。

配食については、PC やスマートフォンからメニューの選択や発注ができるシステムを利用します。システムを通して契約する弁当業者に発注を行い、学童保育所には弁当業者が直接配送及び容器の回収を行います。料金の収受はシステム側で行います。システムを利用することにより、インターネット上からの発注やクレジットカード決済が可能となり、利便性が高まります。

概要は下記の通りです。

- 発注はインターネット上から(PCやスマートフォンから可能)
- 決済方法はクレジットカード
- 発注の締め切りは前日12時まで、配送は11時前後 ※提携業者によって異なります
- 1食の目安は500円以下
- 注: 各施設最低5食以上の注文からとなります。

配食サービスフロー



学習支援用タブレットの導入

文部科学省において「新学習指導要領の実現のためには、ICT環境整備が不可欠」という考えの下、「2020年までにすべての学校において1人1台のタブレットを導入したIT授業を実現する」との具体的な目標も宣言され、教育環境のICT化はますます進んでいくと思われます。その一環として、家庭学習支援用タブレット導入をご提案します。

ただし、学童保育所は子どもの居場所づくりを行うものであり、学習指導を行う場ではありません。子どもの選択肢を増やし、「家庭学習」を支援することが目的です。

家庭学習の支援としてはタブレットによる自立学習が適していると考えています。学童保育所に対する事業を運営していく中で、学校の先生方より「学童保育所は評価とは無縁の場であって欲しい」という声を聞くことがあります。「学校の中において教員はどうしても指導・評価という側面が伴うため、放課後施設は家庭と同じように、ただ愛情を持って見守る施設であって欲しい」という内容です。支援員が積極的に学習に関わることで、「勉強しなければいけない」「言われるからやろう」という意識になることは出来る限り避けたいです。

主な内容としては下記の通りです。

導入台数

弊社の既存運営施設での利用実績に基づき、1施設につき3台でのスタートをご提案します。1回の標準学習時間が10分に設定されていますので、1時間当たり60分÷10分×2台=12人の利用が可能です。2時間で24人、3時間で36人が利用可能ですので、1日平均利用児童数を鑑みても適当な数であると考えています。導入するにあたり所管課、学校と協議させていただきます。また、利用開始後の過不足調整については、効果や費用等を考慮してこちらも協議させていただきます。

※タブレットは学習支援のみに利用できるように制限をかけます。



【写真：児童タブレット操作時の様子(上) 写真：タブレット内容画面(下)】

「食」を身近に、「食」を考える

弊社は給食事業会社として創業した想いを大切に、子どもたちへ「食」の大切さや、「食」に関する知識・知恵を学び・考える機会を提供します。子どもたちが少しでも「食」について身近に感じ、日常生活から意識して、家庭や生活の中で自ら学び・考える力を育みます。

具体的な取り組み

1)食育クイズ

毎日、子どもたちにたべものに関する〇×クイズを出題。子どもたちが楽しく、そして積極的に参加できる内容を考え、「食」に関して考える機会を創出しています。食べものクイズは、その日学童保育所に出席できなかった児童もできるように掲示するなどの工夫もしています。

食育クイズ



※上記写真は撮影後、撮影機材撤去後のものです

2)食育工作

子どもたちが大好きな工作の中に、食育の要素を取入れ、お弁当の具材を子どもたちが考え、作り、自分だけのオリジナル弁当を作ります。子どもたち自身が栄養面を考慮ことができ、野菜が苦手な子どもが進んで野菜をとるような光景もみられます。

食育工作



3)食育にまつわる読み聞かせ

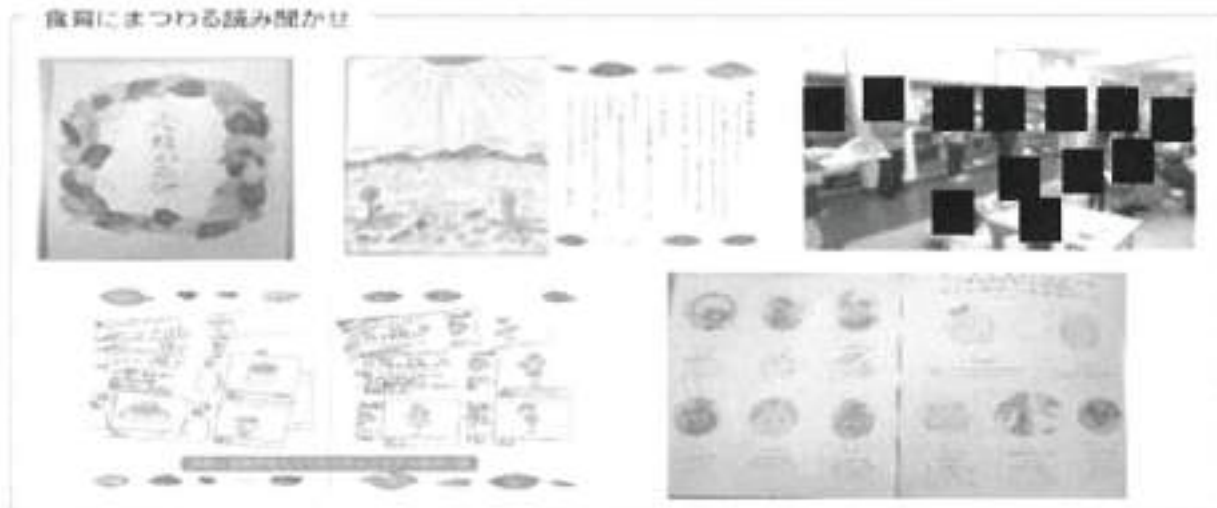
子どもたちに食に関心を持ってもらえるよう、子どもたち参加型で一緒に絵本を作成し、読み聞かせ会を実施しました。

絵本の作成では、子どもたちにキャラクターを書いてもらい、そのキャラクターたちが登場する挿絵を充実させ、より子どもたちに身近になってもらえるように工夫しました。

絵本(全3章)完成後、各職員がナレーターやキャラクターを演じ、完成時に第1章の読み聞かせ会を開催したところ、子どもたちから「本を読みたい」との意見だけでなく、「みんなの前で読みたい」との要望があり、2章から子どもも参加した読み聞かせ会としました。

子どもたち参加型の読み聞かせでは、小道具などで動きをつけたり、読み聞かせ後に絵本の内容のクイズ(食育クイズ)を出すなど、子どもたちが飽きないように工夫しました。

食育にまつわる読み聞かせ



4)保護者へのレシピ提供

個人面談時に保護者の方から「仕事が大変で家に帰ってから夕食を作れない時がある」との悩みを頂き、職員が考え実施した取り組みです

保護者だけでなく、学校の先生方や、地域の方も「1枚もらっていいですか?」と今までなかったコミュニティーが生まれた、取り組みとなっています。

保護者向け食育

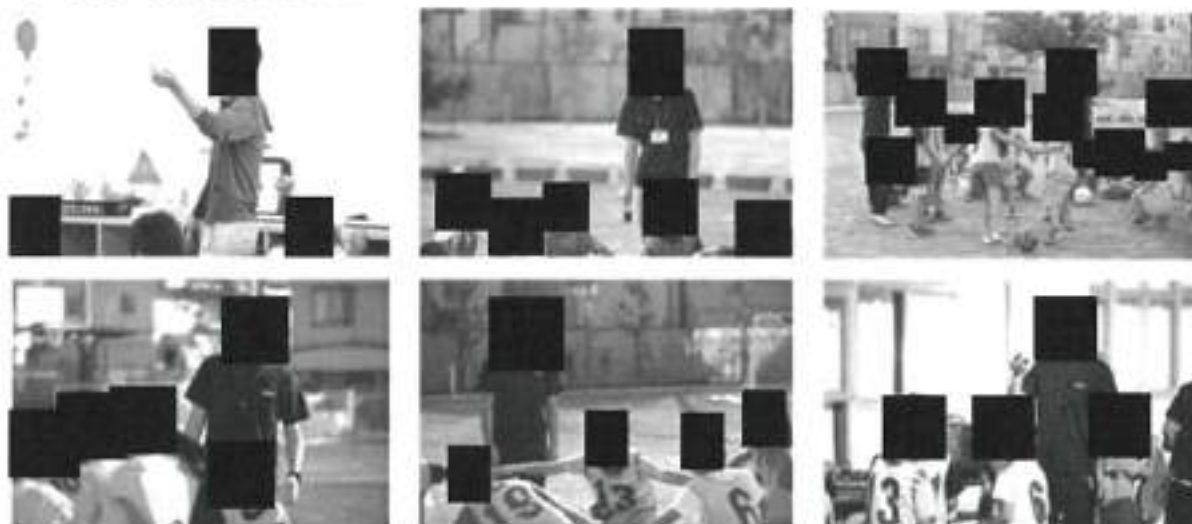


子どもの「できた」を大切に。

幼児期の発達段階に応じた多様な動きを経験できる運動あそびを取り入れており、子どもたちが様々な基本的な動きを身につけることで運動神経が発達し、鉄棒やマット運動、跳び箱などが「できた」ときの達成感や喜びを感じ、子ども運動が好きになり、自主的にプログラムに参加できるようになることを目指す

弊社で運営している150箇所以上の施設(学童保育所、子ども教室、児童館、子育て拠点など)を巡回し、様々なスタイルの体操、運動あそび、レクリエーションなどの指導を行っています。運動が得意な子だけではなく、運動が苦手な子、引っ込み思案の子など全ての子どもたちが「あそび」を楽しめるように、運動・スポーツの楽しさを知ってもらえるように日々奮闘しています。様々なスポーツ経験者などにかく体を動かすことと遊びが大好きな職員がメンバーとして所属しており、プログラムを通して子どもたちに体を動かす楽しさを伝えています

リーフスポーツによるプログラム



乳幼児向け事業

昨今乳幼児を中心に子育てに悩む保護者が増加しており、児童館は地域の子育て支援の拠点としての役割がさらに必要となると考えられます。地域コミュニティの希薄化などは要因となって、子育てが「孤育て」にならないよう、1人1人の保護者と乳幼児寄り添った事業を展開し、いつでも相談できる、安心できる居場所となるよう運営いたします。

乳幼児対応事業についての基本方針

1. 親子遊びの体験を通じて保護者と子どもがゆっくり向き合える時間を提供します
2. 「親育ち」を目指したグループ作りや地域にひらかれた子育ての共同の場を提供します
3. 子育て相談機能や講座をはじめとする子育て情報サービスを充実させます
4. 父親の乳幼児育てを応援します

① 親子遊びの体験を通じて保護者と子どもがゆっくり向き合える時間を提供します

子どもの発達に見合ったプログラムや、子どもと保護者の良好な関わりを誘発できるような遊びを伝授する機会を設けます。子どもと保護者とがさまざまな遊びを楽しむことで、親子ともどもリラックスして過ごすことができ、閉塞感や孤独感、育児ストレスの解消をはかり、親子の心身の健康づくりに貢献します。

【実施予定事業】

親子ひろば(乳幼児親子が一日のんびりと遊べる場と機会の提供)、親子リトミック、親子体操・ベビーマッサージ・季節の行事・手遊び・わらべうた・読み聞かせ・紙芝居・親子制作・お絵かき・ちっちゃな科学



② 「親育て」を目指したグループ作りや地域にひらかれた子育ての共同の場を提供します

同年齢はもちろん異年齢の子ども同士や親同士の交流による仲間づくりに発展する「出会いの場」を提供します。孤立した子育ては保護者の心に不安を生み出します。子育ての先輩から学び、自分もまた育児経験を伝えることにより、保護者同士のつながりが生まれます。「保育付き」講座も展開し、母親がひととき自分の時間を持ち、リフレッシュして講座受講ができる環境も提供します。

【実施予定事業】

年齢別グループ活動(児童館主導で設置)・ランチタイム交流・交流会・保育付き子育て



③ 子育て相談機能や講座をはじめとする子育て情報サービスを充実させます

児童館は子育てに関する地域資源をつなぐ拠点です。職員だけで対応するのではなく、専門的な支援が必要な場合に、適切な機関等につなげられるように、ネットワークを充実させます。また、子育てに関する行政はじめ関係諸機関等の情報をタイムリーに提供するとともに、地域に限らず最新の子育て情報の収集と適切な提供に努めます。

【実施予定事業】※行事や講座を行う際は、所管課と事前に協議させて頂きたいと考えています。

子育て講座を充実させます。既存館で実施している内容を例示します。同様の実施が可能です。

行事・講座名	講師	内容
離乳食講座/好き嫌いをなくすためのアイデア講座	弊社管理栄養士	離乳食の作り方と食べさせ方をはじめとする子どもと食に関する様々な講座
食物アレルギーのある子の食事	同上	除去食・代替食の作り方
ノーバディーズ・パーフェクト	弊社 NP 講師	自分らしい子育ての仕方を見つけよう
BP プログラム赤ちゃんがやってきた	弊社 BP 講師	始めて子育てをする親を対象とした、交流講座
スポーツでげんき	外部講師 (グループ会社)	子どもと一緒に身体を動かし、ふれあいを楽しむ
パパといっしょ	同上+弊社講師	パパと子どもが遊ぶプログラム、科学実験等も
ベビーマッサージ・親子ヨガ	弊社講師	ベビーマッサージ・親子ヨガ
親子リトミック	弊社講師	親子でリトミックやわらべうた・手遊びを楽しむ
手作りおもちゃ講座	弊社講師	手作りでもの喜びおもちゃを作って楽しむ

④ 父親の乳幼児育てを応援します

家族で楽しめる遊びのプログラムや子育て支援のプログラムを土曜日に提供し、父親の子育て参加を促します。父親が一人で乳児と留守番をすることになったとき、自宅ではなく児童館で過ごすように働きかけます。乳児の扱いに戸惑う父親も、職員や周りの親たちの手を借りながら対応を学び、自然なかたちで地域の子育て共同体の輪の中に入ることができます。

【実施予定事業】

ランチタイム交流 ・パパといっしょ ・父親の親育ちサポート事業の提供 ・「年齢別クラブ」

小学生向け事業

小学生全体はもちろんですが、小学生高学年の利用を高める必要があると考えます。児童館の行事やプログラムを通して児童館の職員や友人との信頼関係を深め、日頃から気軽に足を運べる、居心地の良い「第二の家」となるような事業運営を目指します。

小学生対象事業についての基本方針

1. 子どものニーズに基づく多様な遊びやプログラムを展開します。
2. 子どもの意見を尊重すると共に自らが企画、準備、運営する活動を支援します。
3. 子どもの居場所となると共に問題の発生を予防し、福祉的な課題に対応します。
4. 館外活動、異世代・異年齢の交流、社会性を育む活動など、豊かな体験の機会を提供します。

⑤ 子どものニーズに基づく多様な遊びやプログラムを展開します。

子どもにとって遊びは生活の中の重要な要素です。子どもたちが自由に来館して、遊具や本や楽器などで思い思いに過ごすことができるように遊びの環境を整えると共に、創造性、社会性、自発性などの力が身につくようなプログラムも行事として意図的に取り入れていきます。

【実施予定事業】

- ・ 自由遊び(ごっこ遊び、なわとび、ボール遊び、カード遊び 等)
- ・ 創作遊び(クラフト、手芸、クッキング 等)
- ・ 表現遊び(音楽、ダンス 等)
- ・ スポーツ
(一輪車、バドミントン、ドッチボール、ドッチビー、卓球 等)
- ・ 「スポーツで元気」
(当社スポーツ指導員によるスポーツ指導プログラム)
- ・ 集団遊び(鬼ごっこ、かくれんぼ、Sケン 等)



⑥ 子どもの意見を尊重すると共に自らが企画、準備、運営する活動を支援します。

自由遊びや日常的な利用の中で、子どもの発想や発案、意見を尊重することはもちろんですが、児童館子ども会議を定期的で開催し、子どもが中心となって企画、準備、運営する場をつくります。

【実施予定事業】

- 児童館まつり、児童館展
- ゲーム大会、プログラム等の実行委員会
- チャレンジ・エコ・プロジェクト
(子どもたちがアイデアを出し合い話し合いながら取り組む)
- 児童館利用のルール等を決める
「自分たちのことは自分たちで決めよう」子ども会議



⑦ 子どもの居場所となると共に問題の発生を予防し、福祉的な課題に対応します。

地域の中での子どもの居場所、遊びの拠点となることを目指します。そのことを通して、子どもの様子を観察し、必要に応じて家庭や地域の環境整備をはかり、子どもの安定した日常生活を支援します。

学校休業期間等の児童の居場所づくり、児童の孤食防止対策の一環として小学生ランチタイム事業を実施いたします。

【実施予定事業】

- ランチタイム

中学生・高校生世代対応事業についての基本方針

1. 居場所と感じられる雰囲気、自主活動が育つ環境をつくります。
2. 気軽に相談できる話し相手となるよう信頼関係を築きます。
3. 年少の子どもたちのプレイリーダー、ジュニアサポーターとしての役割を持って児童館活動に参画できるよう援助します。
4. 同世代のみならず、異世代との出会いと交流が生まれるよう利用時間の工夫を行います。
5. 中学生・高校生世代等の発想を出発点に、自覚と責任を持った活動を企画運営できるよう促します。「やってみたいこと、実現してみたいこと」の社会的意義と価値を見いだせるよう援助します。
6. 幼児期・学童期に遊びきれていない中学生・高校生世代に対して、「遊びなおし」を通した課題克服の過程を援助すると共に、年少の子どもたちの成長過程への影響に配慮し、年少の子どもたちの遊びにかかわる様子を見守ります。
7. 中学生・高校生世代が、子どもたちのお兄さんお姉さんとして、遊びを通した活動に共に参画する中で、様々な問題への悩みを聴き、受け止めるピアカウンセリング・ピアサポート活動を行えるよう、後方からサポートします。

中学生・高校生の居場所づくり

地域社会において、中学生・高校生世代が安心してくつろぐことができ、友人と一緒に遊び、異年齢集団との交流を通して望ましい人間関係を築けるような居場所が減少しているなか、地域において居場所となりうる場をつくっていくことの重要性は高くなっています。

中学生・高校生世代の、自主的な活動拠点としての活用、また社会とつながる安心な居場所としての活用がなされるように整備します。積極的に中学生・高校生世代(18歳未満の青少年)の居場所として利用できることを青少年に周知し、青少年の居場所・活動拠点としてどのような利用が出来るのかのアイデア・ヒントを広報し、利用を呼びかけます。



積極的に仲間と関わることを目的とする青少年だけではなく、社会適応に困難を覚え、家庭以外に居場所を持たない青少年が安心して寛げる居場所となるように配慮します。

一般的な青少年の利用時間は夕方が多いものですが、平日の午前中等に一人で来館しても不自然でなく過ごせるスペースを設けます。ニートやひきこもり等の青少年が安心していられる居場所となることで、青少年の自立支援活動を進めます。

限られた施設の中で、他の利用者や近隣住民の理解を得るためには、どうすべきかを活動する主体である青少年と施設職員が一緒に考え、工夫し、取り組むことによって青少年の社会の一員としての自覚形成や社会参画を促します。

中学生・高校生タイム

小学生以下の帰宅する5～6時以降を中学生・高校生タイムとします。ダンス、音楽活動の出来る部屋やスポーツの出来るスペースを青少年用に開放し、利用できるようにします。自主活動サークル等の育成を推進しますが、立ち上げを自らするリーダーシップを初めから発揮できる中学生・高校生世代ばかりではありません。中学生・高校生世代のニーズを汲み取り、どんなことをやりたいのか、中学生・高校生世代の中から出てくるアイデアを、実現するには、どうしたら良いのかを自分たちで考えて実現できるように職員が側面からサポートし、リーダーシップや自立性を育みます。

【実施予定事業】

小学生との交流	小学生のお兄さんお姉さんとして一緒に活動する機会を設けます。
中学生・高校生会議	<p>こども会議の一種ですが、中学生・高校生世代だけのこども会議「中学生・高校生世代会議」を実施します。児童館を、もっと良くするために、自分たちの意見や、自分たちの活動を活かせることを経験します。社会に対して、批判の鋭い目を持つ思春期の子どもたちが、自分たちも社会の一員であり、批判するだけではなく、社会を変えていくことも、自分たちには出来るのだという社会性や責任感を育みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> • やりたいことのアイディアを出し合い、自主活動を企画・実行する • 児童館行事の企画づくりと準備・実行 • 児童館行事や活動について中学生・高校生世代の意見を話し合い、反映させる • 児童館でのトラブルについて解決の為に話し合う • 児童館のルール作り
自主的な活動の推進	<p>楽器や歌、ダンスなどを練習する場所として貸し出します。</p> <p>弊社スポーツ指導員チームによる中学生・高校生世代も楽しめるスポーツプログラムで大会参加する等、達成感も得られる活動を実施し、スポーツプログラムの中でジュニアリーダーの役割を与えることによって、将来のボランティアを育成します。</p> <p>一例として下記の取り組みを想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • ダンスの練習 • クッキング&中学生・高校生世代パーティー • 各種スポーツ大会
常設「中学生・高校生世代談話コーナー」	中学生・高校生世代タイム中、友人同士でのおしゃべりや、職員とおしゃべりを目的に来る中学生・高校生世代のたまり場を提供します。
スポーツイベント	当社スポーツ専門指導チームによるスポーツイベントを提供します。

異世代交流事業

地域コミュニティの希薄化が進む中で、地域で市の子どもを育てる意識の醸成は児童館の役割の1つと認識しています。地域のボランティア団体や民生委員、児童委員等と連携し、様々な世代が児童館で交流することが必要と考えます。

異世代交流を通して、乳幼児親子、小学生、中学生・高校生世代、地域の関係者、それぞれの立場で相手を思いやる心などを育み、地域の子育て力、子育て力を育みます。

異世代交流事業についての基本方針

1. 様々な世代が交流できる体験の機会を提供します。
2. 異世代交流を通して、相手を思いやる心など、児童の社会性を育みます。
3. 子育て支援拠点として、地域の子育て力を高めます。

乳幼児さんと遊ぼう

乳幼児と中学生・高校生世代とのふれあい事業。乳幼児向けのイベントの中に、中学生・高校生世代の利用者にも参加してもらい、小さな乳幼児と触れ合う機会を提供します。大人になり子どもを持つイメージの構築や、他児を尊重する心を育みます。



(15)障害者雇用 (16)高齢者雇用状況

弊社の障がい者雇用の状況

- ・ 障がい者雇用率、グループ全体 3.15%(令和3年6月1日現在)
- ・ 弊社はグループ全体で積極的な障がい者雇用に取り組んでおり、職場での環境整備を進め、本人の障がい特性や能力等に応じて適正配置し、研修会や本部マネージャーによる支援を通し、職場理解を促進し、安定した職場環境と業務運営のサポートを進めております。
- ・ 上記のとおりグループ全体でも新しい法定雇用率2.3%を超える雇用を実現できておりますし、弊社単体でも2.4%という実績をもっております。
- ・ 今後も多様な人材が活躍できる安全・安心で誇りの持てる職場環境を提供しSDGsの達成に向けて、誰もが健やかに暮らせる社会基盤づくりに貢献して参ります。

完全バリアフリーのサテライトオフィスの整備

- ・グループ会社での一部の事務機能を集約し、データ入力・集計、官公庁入札情報の収集と登録、名刺作成、発送業務などを担っています。
- ・障がい者雇用支援のプロフェッショナルが常駐し、一人ひとりに合わせた支援計画のもと、定期的な面談・カウンセリングを通じてサポートしています。



株式会社三原 農業事業部のグループ会社(株式会社てしお)について

- ・「農業と社会の架け橋になる」というスローガンのもと、一般企業と同様に雇用契約締結と社会保険の加入をし、就労に必要な知識及び能力の向上を目的に訓練と支援を行っています。
- ・第一農場では小松菜・リーフレタス・フリルレタスなど水耕栽培に適した葉物野菜、第二農場ではミニトマトを生産しています(栽培期間中に「農薬を使用しない」または「できるだけ農薬を抑えて」栽培)。
- ・仕事は作業工程ごとのマニュアルや本人の適正に応じて業務分担しており、一定の品質を保つことに成功しています。
- ・愛情とまごころを込めて「てしお」にかけた野菜を生産し、育てた野菜はグループ会社が運営する保育園や社員食堂で提供のほか、地域のスーパーでも販売しています。



弊社の高齢者雇用の状況

高齢者雇用率、弊社単体16.70%(令和3年6月1日現在)

- ・65歳を定年としているが70歳までの継続雇用制度を就業規則等で定めているため、70歳以上になる方も本人と会社双方の合意を経て積極的に継続雇用及び新規雇用を行い、地域社会に貢献できる取り組みをおこなっています。

明日業	16.70%
	(464人÷2,778人×100%)

(17)管理運営に必要な提案金額

※詳細については、別紙収支計算書をご覧ください。

(18)環境への配慮

事業所における省エネルギー、省資源、廃棄物削減、グリーン購入の推進等への取り組み状況

SDGsへの取り組み

私たちは持続的な成長を実現することを目指し、持続可能な社会を目指す国際目標である「SDGs」に積極的に取り組んでいます。「SDGs」とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

SDGsへの取り組み

事業目標 | 安心して子どもを預けられる学童保育施設の提供



主な取り組み

多数の施設運営により多くの子どもたちに良質な学童保育の場を提供し心も体もすこやかな子どもへ



主な取り組み

多様なバックグラウンドを持つ人材の積極採用
あらゆる分野で男女平等社会を実現



主な取り組み

働く女性が増え、女性の社会参加が進み社会における男女平等実現の推進



主な取り組み

子育て中の働く女性がライフステージの変化を問わず働き続けられる環境整備された街づくり

具体的な取組

① 環境マークプ

弊社が受託している学童保育所では

環境マークプログラムに参加しております。子どもたちの普段身のまわりで使っているものや、食べもの、飲みものから地球温暖化について考えるイベントを実施し、子どもたち1人1人が環境を考える機会を創出しています。(右記写真は子供教室と一体的に行ったイベントの様子)



プログラム



② グリーンカーテンプロジェクト

夏のエアコン使用を抑え、Co2削減・節電に繋げるために、施設の壁面を植物で覆うグリーンカーテンプロジェクトを学校と連携して実施します。

夏休み前に子どもたちと一緒に壁面にヘチマやアサガオなどの植物を育て、グリーンカーテンを作ります。植物を育てながら、子どもたちが環境について考える機会を提供いたします。

③リサイクル工作

使わなくなったお菓子の箱や牛乳パックなどを子どもたちが持ち寄り、工作を行うイベントを随時実施しています。普段ならごみになってしまうものを活用することで、ごみの排出量を減らすとともに、子どもたちにももの大切さを伝えることができると考えます。

※リサイクル工作材料は、衛生状態を確認します。

④現場力による環境配慮

日々の管理運営を実際に担うのは現場の職員です。弊社の強みはその現場の職員たちが、本部の決めた方針やマニュアルにただ従うのではなく、「現場力」として、自律的・能動的に業務改善に取り組んでいく姿勢にあります。

本取り組みの中で、「現場力向上ワークショップ」の実施やグループ内表彰制度「ソシオークアワード 現場力部門の発表」等を通じて、全社を挙げて現場力向上の取り組みを行っており、書籍等でも特徴的な取り組みとして紹介される等、全職員一丸となった取り組みとなっています。

現場での小さな改善の積み重ねにより、業務の効率化だけでなく、環境への配慮の取り組みも行われています。

下図は現場での改善により、紙の使用量が削減された好事例の取り組みです。

弊社ではこのような環境への配慮の好事例を各事業所にグループウェアを通して日々共有、展開を行っています。

現場力向上の取り組み例

書籍配付枚数改善

一行書との取り組み



現場改善の取り組みにより、紙の使用量が削減されました。

現場力向上の取り組み例

現場改善の取り組みにより、紙の使用量が削減されました。

アイテム 書籍配布枚数の改善

現場力向上取り組み例発表 (1/2)

改善：現場 書籍配布枚数の削減と業務効率の向上、現場力向上の取り組み

改善前：現場 書籍配布枚数の削減と業務効率の向上、現場力向上の取り組み



7枚



20枚

約3040枚



↓



66%の印刷枚数を削減

改善後：現場 書籍配布枚数の削減と業務効率の向上、現場力向上の取り組み

現場改善の取り組みにより、紙の使用量が削減されました。

(19)地域雇用の状況

自動車販売における市内在住者の雇用、高齢者の雇用、現状及びこれからの計画

※詳細については、別紙配置計画書をご覧ください。

(20) 災害時の対応

地震や火災等の災害が発生した場合の対応

災害時の体制構築

緊急時に迅速に対応できるよう、連絡体制を構築します。また、緊急時は、職員を「情報収集・連絡担当」「安全確保担当」「応急処置担当」と役割を分担し、迅速に行動がとれるようにします。尚、責任者は常に業務携帯電話を所持し、緊急時に連絡がとれるようにします。

(!!) 危機管理体制



災害時の役割

館長 (責任者)	所管課及び消防・警察関係との連携(指示に従っての応急処置、救急車の手配、初期消火、避難誘導等を実施)。 支援員への指示。 法人本部への応援要請。
支援員	館長(責任者)の指示に従い補佐。
法人本部	応援要請に従い行動。 支援員の状況の確認。

災害発生時の対応

地震発生時

地震発生時は、児童に対して頭部の保護や、棚やロッカーから離れるよう指示を出します。非常持ち出し袋に当日の利用児全員のリストを入れ、特別配慮が必要な児童には職員がそばにつきまします。発生後は、児童の点呼を行い、出火や負傷者の有無を確認します。もし、出火があったり負傷者がいたりした場合は消火、救出、救護等を複数の職員で対応します。

大規模地震発生時

震度 5 弱以上の大規模地震発生後は、道路状況の情報を収集すると共に、保護者からの問合せに対して対応します。

児童だけでの帰宅はさせず、保護者または保護者に指名された代理人への引渡し体制をとり、確実に引き渡すまでは学童保育所でお預かりします。

引渡しに関しては、緊急時児童引渡票を作成し、保護者への児童の引渡しに混乱がないようにします。

火災発生時

火災発生場所を確認し、最も安全な避難経路で児童を避難場所に誘導します。避難誘導時は、児童を落ち着かせ、ハンカチを口に当てて身を低くして移動させるなどの指示を与えます。

発生後は、名簿により児童の人数確認をするとともに、負傷者の応急手当や保護者への連絡を行います。また、児童のメンタルケアを行います。

水害発生時

水害ハザードマップを常時掲示し、安全な避難先に早めに避難し、避難先を保護者に知らせ、児童だけでの帰宅はさせず、保護者または保護者に指名された代理人への引渡し体制をとり、確実に引き渡すまでは学童保育所でお預かりします。

引渡しに関しては、緊急時児童引渡票を作成し、保護者への児童の引渡しに混乱がないようにします。

災害等における対策(災害に備えた組織づくりや訓練について)

防火防災管理者の設置

- 責任者を防火管理者として消防計画を策定します。

避難訓練の実施

- 年間防災訓練計画を策定し、毎月1回、様々な事態を想定した避難訓練を実施します。年間防災訓練計画に学校と一体的に行う防災避難訓練を組み込めるよう希望します。また、地域で実施される総合防災訓練に学童保育所として参加し、いざという時の、地域の方々との連携体制を構築します。
- 避難訓練実施後は、職員全員で改善点がないか反省会を実施し、防災避難訓練実施記録を作成するとともに、次回への課題やマニュアル改訂の必要など検討します。さらに、職員だけでなく子どもたちの意識を高めるため、グループワークとして避難訓練の反省や良かった点などを発表する機会を設けます。



緊急備品の点検・整備の実施

- 緊急時の応急処置ができるよう、医薬品、包帯等、必要な備品を常備します。また、医薬品等にも消費期限があるため、チェック表を作成し毎月必ず確認いたします。



緊急時対応に向けた仕組みの構築

- 万が一の緊急時に迅速に行動できるよう、必要なマニュアルや備品等を準備し、研修等を介して職員に使い方を徹底します。弊社マニュアルに加えて、市のマニュアルに準拠した研修を開設準備研修で実施します。運営開始後も研修・訓練・予防対策を徹底し安全・安心な児童館・学童保育所運営を行います。

【写真:避難訓練(地震)時の様子】

防災マップ等の事前確認の徹底と掲示

- 防災マップ、洪水ハザードマップにより、学童保育所周辺の危険箇所、避難場所等を事前に確認しておきます。令和元年10月に発生した台風19号が象徴するように、近年は台風や突然の豪雨等、水による災害が頻発しています。浸水被害を防ぐためには正確な情報と早めの行動が重要です。最寄りの避難場所だけでなく、洪水ハザードマップを事前に確認して施設の周辺で安全な場所と危険な場所を理解し、出来る限り安全なルートで避難できるよう、洪水を想定した避難訓練等を実施します。ハザードマップは見える位置に掲示し、常時確認できるようにします。

不審者等への安全対策

- 日頃から地域の安全に目を配り、危険な場所や不審者の情報等を収集し、職員全員が共有します。利用者は児童・保護者ともに登録しますので、登録されていない方で児童への不自然な接触等がある人に関しては、来室目的を尋ね、不明確な場合は退去を求めます。
- 大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した事件を踏まえ、平成13年7月10日に文部科学省から発信された「幼児児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に関する緊急対策について」に則り、子ども達の安全を守ることは、学童保育所業務受託者としての責務と考えます。同事件の加害者が、事件前に小学校内で用務員を務めていたこと等を考えますと、不審者とは、外部からの侵入者には限らず、犯罪を目的として、何らかの方法で施設等に入り込むことを企図する者の存在にも警戒する必要があります。
- 施設の構造上インターホンや呼び鈴(チャイム)がない場合においてポケットインターホンの設置も検討します。
- 弊社では「子どもが好き」等を理由に、支援員への就業を希望する求職者に対して、複数のチェック項目を設けて選考・面接をし、不適切な人物を施設内部に入れないことを徹底しています。
- また、職員はユニフォームと名札を必ず着用し、本部からの巡回職員も名札を着用する等で、何者であるか、誰が見ても分かるようにすることで、不審者を見極めやすくします。
- 日頃から地域の安全に目を配り、危険な場所や不審者の情報等を収集し、職員全員が共有します。
- 児童への不自然な接触等がある人に関しては、職員全員で情報を共有し行動を観察します。不審者を発見した場合、来室目的を尋ね、不明確な場合は退去を求めます。



【写真:ポケットインターホン】

不審者対応訓練の実施

- 通常の避難訓練にあわせて、不審者対応訓練を児童も参加して実施します。
- 決められたサイン「合言葉」を職員が口にしたら、即座に反応して、子ども自らが避難行動を始めるように訓練を繰り返します。決められたサイン「合言葉」は、決して他人に教えないように指導します。学校で決まっている「合言葉」があれば合わせます。
- 職員は「救命救急講習」「不審者対応訓練」を受講し、万が一の受傷の際にも、落ち着いて救命行動・不審者対応がとれるように訓練します。



子ども防犯教室

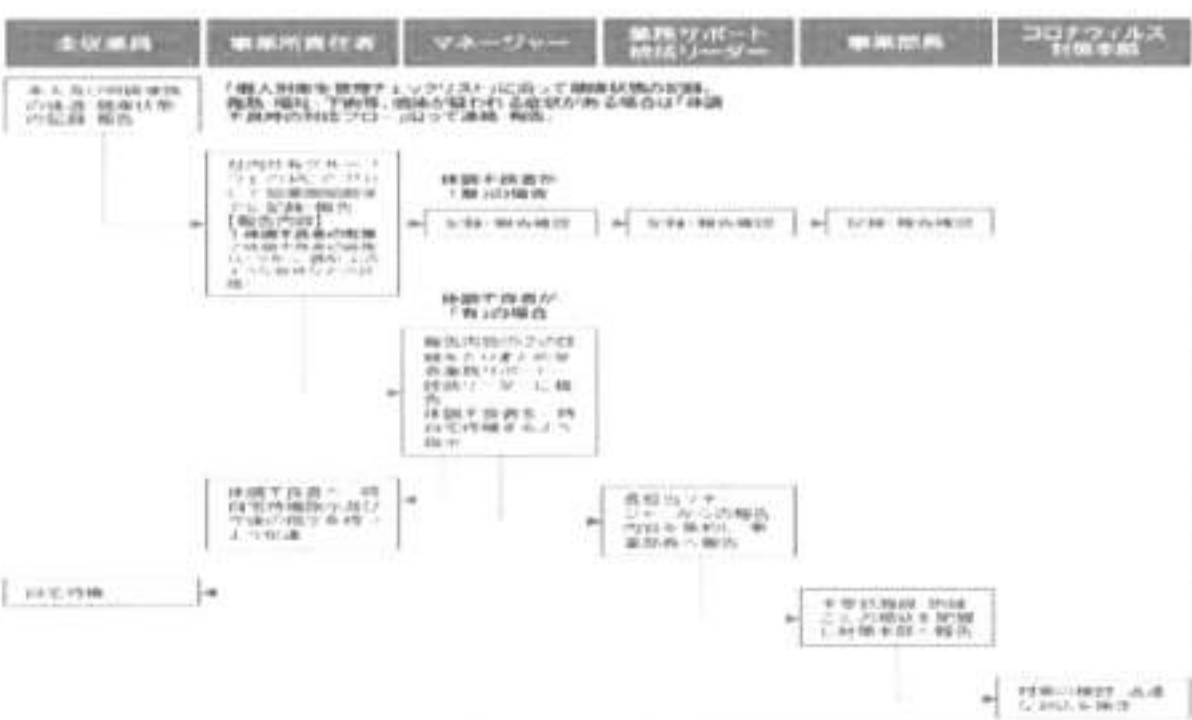


【写真:不審者対応訓練】

新型コロナウイルス等感染症流行期における体制・対応

現在全国的に猛威を奮っている新型コロナウイルスなど、非常に感染力が強く、ワクチンや治療薬が確立していない感染症の流行時には、以下の通り法人本部にて対策本部を整備し、レポートラインの確立を図り、報告・連絡の徹底及び各関係機関との連携を行い感染拡大防止に努めます。

新型コロナウイルス等流行期における従業員の健康管理体制



【緊急対応】自身が罹患者（陽性）・濃厚接触者と判断された場合



基本方針

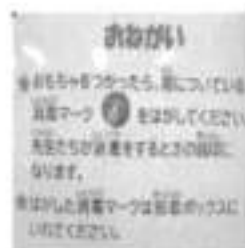
感染源を絶つ

- 児童、職員の本人または家族に発熱、だるさなどの風邪の症状がある場合は、自宅療養を徹底する。
- 職員は出勤前に検温を必ず実施し、37 度以上ある場合には、速やかに施設責任者に連絡する。
- 施設責任者は毎日、業務従事者の健康を確認し、グループウェアで報告する。
- 児童登所時の健康観察(必要に応じて検温等を実施)を行うとともに、必要に応じて学校との連携を図る。



感染経路を絶つ

- 手洗いの徹底(水と石鹸で 30 秒以上)。※手指用消毒液は補助的に活用する
- タオルやハンカチ、手拭きなど共有はさせない。
- 咳エチケットの周知、指導の徹底。特に低学年など、とっさの行動が難しい児童には、習慣づけができるよう指導を行う。
- トイレや手すり、ドアノブなど、多くの児童が手を触れる箇所は、定期的に消毒液(消毒用エタノール、次亜塩素酸Naなど)を使用して拭き掃除を行う。
- 文具、おもちゃなどについての共有は極力避け、消毒可能なものについては都度消毒を徹底する。



抵抗力を高める

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるよう周知、指導する。

集団感染リスクへの対応

「密閉」の回避(換気の徹底)

- 可能な限り、常時(気候により困難な場合は 30 分に1回以上こまめに)2方向の窓を同時に開け、換気を徹底する。

「密集」の回避

- 児童同士の距離を2メートル(最低1メートル)空けることを推奨し、こどもクラブのスペースを最大限活用する。
- 必要に応じ、学校の協力を頂き、空き教室や体育館、校庭などの学校施設を使用し、学年・クラスなどのグループによる分散活動や時差活動に努める。



「密接」の場面への対応

- 活動中は、近距離での会話や発生が必要な場面も生じうるため、飛沫感染防止に配慮し、児童及び職員はマスクの着用を行う。
- ただし、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は周囲の人との距離を保ち、マスクを外す等の対応を行う。
- マスクの着脱時や廃棄時は、マスク表面を触れないように注意する。
- 廃棄時には、ビニール袋などに入れ、袋の口を縛って密閉した状態で廃棄する。

(21)学校及び地域等との連携による育成支援への取組

学校や地域等との連携による子どもの成長過程等に応じた事業展開、保護者への支援、連携など保護者との信頼関係の醸成のための取組など

学校との連携

本事業を円滑に運営するためには、学校との連携は非常に重要です。学校での生活や学童保育所での生活はつながっていると考えておりますので、責任者が折に触れて各学童保育所地域の校長先生に報告・連絡・相談を行うことはもちろんですが、本部職員も巡回の際に校長先生・副校長先生を訪問する等、コミュニケーションを心がけ、一丸となって児童育成にあたる信頼関係・協力関係を構築します。具体的な取り組み例は下記の通りです。

- 情報の抜け・漏れや重複を避けるため、連携の窓口となる担当者を決めます。
- 毎月、「おたより(学童保育所だよりなど)」を届けるとともに、学校の行事や活動の予定表を確認し、考慮した上で計画をたてます。日々様子を積極的に学校に伝え、学童保育所への理解が深まるよう努めます。
- 気になる児童がいる場合には、学校と情報交換を行いながら見守ります。定期的に情報交換の機会を持ち、必要に応じて担任や養護教諭、スクールカウンセラー等との連携がはかれるようにします。
- 東日本大震災では、学校と学童保育所が普段から協力関係にあったお陰で、協力して対応にあたる事が出来ました。学童保育所の安全・危機管理マニュアルを学校側にも提示して、各施設の安全・危機管理システムと整合性を持たせておくことが緊急時に大切と考えています。
- 学級閉鎖や、荒天時の登下校時間変更、休校等、児童の安全にかかわる情報を共有できる体制を築き、安全に児童を預かれるようにします。
- 可能であれば、月1回程度、学校と児童館など関係機関と連絡会議定例開催を希望します。



【写真:毎月のおたより】

※情報交換の際は、子どもや家庭の個人情報の取り扱いについて事前に双方で取り決めをし、適切に対応します。

地域との連携・交流

- 学童保育所は、子どもにとっては家庭の延長線上である身近な地域の子育て支援の拠点です。施設内という限られた社会の中だけにとどまらず、地域の人々や社会資源との豊かなネットワークが必要かつ重要と考えます。さらに、子どもたちは地域の見守りと協力によって健やかに育まれます。
- 子育て支援に取り組むことを通じて地域は交流と連帯を強くし、地域の力もまた育まれると考えます。私たちは地域の方々のご協力をいただいで運営して参ります。

- 地域団体(町内会等)には、引継ぎ期間中にご挨拶に出向き、可能な限り会合等に出席させていただき地域の子育て情報を交換します。
- 地域の一員として日々の地域清掃、町会夏まつり、地域パトロール等に積極的に取り組み、地域の方々との交流をはかります。
- 地域の総合防災訓練に参加し、災害時を想定した地域との連携をはかります。
- 地域の「こども110番の家」挨拶ツアーを児童とともに実施し、いざという時に逃げ込める場所を確認し、顔見知りになって日頃から見守っていただける関係をつくれます。
- 地域の方々の特技や特色ある活動を活かしたプログラム等にご協力いただき交流を深めたいと考えます。地域の団体やボランティアの方との交流事業として伝承遊びや、書道、囲碁将棋、お話等にご協力を依頼します。

地域との連携・交流方法

地域懇親会(仮称)の開催

- 弊社が運営する事業所において、地域・利用者(保護者)・関係団体・近隣学校等の代表からなる会を開催しています。名称は様々ですが、地域の方に意見を伺う会を年1回以上開催しています。
- 利用者アンケートやセルフモニタリングの結果を報告し、運営の透明性を担保します。
- 第三者委員を含む苦情解決制度においては、会の中から第三者委員をお引き受けいただいています。



【写真:地域懇親会の様子】

警察・消防署

- 交番、消防出張所に、引継ぎ中にご挨拶に伺い、周辺パトロール、防犯情報の提供、安全指導、避難訓練等についての協力を依頼します。
- 警察機関からは、不審者情報や近隣で発生した事件等の情報が速やかに入るよう、日頃から連絡体制を密にします。

保健所

- 感染症情報等、地域の情報を把握します。

医療機関

- 急病や怪我の場合に近隣医療機関を受診する可能性もあるため、周囲の医療機関リストを作成し、各診療科目と診療時間を把握し、時間外診療が可能な医療機関を確保しておきます。近隣医療機関リストは、常に掲示して全職員がすぐに連絡、対応できるようにします。

保育園・幼稚園

- 特別な配慮が必要な児童が就学前に通っていた保育園・幼稚園と連携し、それまでの保育の状況について情報を共有します。

放課後デイサービス等

- 障がい児等で放課後デイサービスを併用している児童については、利用する放課後デイサービス職員と連携して児童が混乱なく過ごせるようにします。

児童館

- 学童保育所が、留守家庭の小学生を対象としているのに対して、児童館は0歳から18歳まで児童と保護者を対象としているため、より多様な世代と出会うことができます。
- 学校休業日の一日育成日に、児童館で小学生向けのプログラムを実施し、学童保育所から遠足として児童館に出かけるなどして活動の工夫を行います。
- 学童保育所に、児童館のイベント情報等のチラシやポスターを配架し、児童館の情報を広報します。

子ども家庭支援センター等関係機関

- 近年、育児不安を背景に身近な子育て相談ニーズが増大しています。学童保育所において相談業務を行います。専門機関につなげるべき内容のものについては速やかに子ども家庭支援センターにつなげます。
- また、要保護児童地域対策協議会における関係機関として、虐待が疑われる家庭に対しては、子ども家庭支援センターとの連携により適切な対応を行います。
- 子ども家庭支援センターが主催するケース会議の招集があった場合は、会議に出席し、要保護児童・家庭への今後の方向性に沿った対応をします。

放課後子どもプラン(放課後子供教室)との連携について

放課後子供教室との連携については、当該小学校のすべての子どもたちに安全で安心な居場所における多様な体験・交流・学びの場を確保し、さらに地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちの社会性、自主性等の豊かな人間性を育むとともに、子どもたちと地域のコミュニティーの充実を図る機会を創出する重要な事業と考えています。

学童保育所に登録しているから放課後子供教室に参加できないといったことがないよう、全ての子どもたちが平等に豊かな時間を享受できるよう、放課後子供教室と密に連携し、実施日や時間、場所を調整し学童保育所と放課後子供教室が一緒に活動できる機会の創出に努めます。また、放課後子供教室の活動中は学童保育所の支援員も活動のサポートをして、一緒に児童の支援を行います。

例えば、本提案書のP53「SDGsの取り組み」は放課後子供教室と学童保育所が連携して実施した特徴的な活動です。このように国分寺市で受託した場合においても、当該小学校のすべての子どもたち多様な経験によって育まれる豊かな場所を提供いたします。他にも、放課後展覧会やイベント、行事についても一体的に実施を行っています。

新放課後子ども総合プランでは、放課後子供教室事業におけるイベント等に、放課後児童健全育成事業が参加し一体的に運営を行えるようにするという指針がございりますが、学童保育所が主催するイベント等にも参加できるように日々の連携を取るとともに、当該小学校の放課後を利用するすべての児童に、有意義でかけがえのない放課後の時間を提供する取り組みを行ないます。

保護者との信頼関係構築

共に育む、^{ともいっ}共育パートナー

事業運営者と保護者は、「サービス提供者」と「消費者」といった関係ではなく、共に育成する共育パートナーとして連携をとることが大切だと考えます。児童の様子を丁寧に伝え、課題や喜びを共有することを大切にし、信頼関係を構築していきます。

保護者とのコミュニケーション

- お迎え時等を利用して積極的にコミュニケーションをはかります。
- 活動中のケガや体調変化等については、適宜、保護者に伝え、早めの対応をとれるように連携します。
- 半期に1回以上、「保護者会」を開催し、活動報告とともに保護者からのご意見を伺います。
- 年2回「定期個人面談」を下記の要領で実施します。



【写真：保護者会の様子】

【1回目】	登録時に実施し、参加方法の確認や成長に伴う育成方針について話し合います。日頃の様子を伝えるとともに家庭での様子を伺い、新年度の育成方針を保護者と一緒に策定します。
【2回目】	実施時期は協議により設定します。日常の様子(頑張っていること、熱中していること、仲良くしている友だちのこと等)について伝えるとともに、家庭での様子についても伺います。

保護者との情報共有

保護者・子どもに対し円滑な支援を行うため、下記の情報を共有するように心がけます。

共有内容

項目	内容	時期	
保護者 から 運営者	子どもの家庭環境	家族構成など	入所時、必要に応じて
	保護者の状況	保護者の就労状況や連絡先など	入所時、必要に応じて
	子どもの健康状況	平熱・アレルギー・持病など	入所時、必要に応じて
	子どもの通所状況	出席・欠席や入退室時刻など	入所時、必要に応じて
	日常的な子どもの状況	学童保育所への思い、家庭での様子など	日常、随時
	その他相談等	育児その他の相談など	随時
運営者 から	基本情報	利用時間、運営形態、職員、持ち物など	入所時、必要に応じて
	理念・目標・計画	クラブに関する理念や目標など	入所時、必要に応じて

保護者	期ごとの情報	新入生の年度初めや長期休暇、振替休日等の予定や内容など	随時
	行事の情報	スケジュールや持ち物など	随時
	子どもの健康状況	学童保育所内におけるケガや病気など	日常、随時
	日常的な子どもの状況	遊びや生活、友達との関わりなど	日常、随時
	その他相談等	個別の相談やお願いなど	日常、随時

情報共有については下記の通り整理し、状況に合わせて適切な方法で行います。

情報共有方法

項目	メリット	注意点	
各保護者	連絡帳	<ul style="list-style-type: none"> • 双方向のコミュニケーションが可能 • 出欠や健康状態、学童保育所や家庭での様子、相談など幅広く活用可 • お迎えのない保護者とも情報交換できる 	<ul style="list-style-type: none"> • 必ず持参してもらう • 子どもも見られるため、内容に配慮 • 必要に応じて連絡帳だけでなく口頭でも話す
	お迎えの際等に直接会話	<ul style="list-style-type: none"> • 子どもの様子を直接伝えられる • 口頭なので雑実に話ができる • 表情等の非言語的な部分も把握できる 	<ul style="list-style-type: none"> • 全員とは話せない • お迎えに来ない保護者への配慮 • 保護者の状況により時間の長さに配慮が必要
	個人面談	<ul style="list-style-type: none"> • 時間を確保して直接伝えられる • 家庭や保護者について把握でき、子どもをより深く理解できる 	<ul style="list-style-type: none"> • 土日や夜間などで調整が必要 • 職員間で予め情報を共有してから臨む
保護者全体	通信	<ul style="list-style-type: none"> • 定期的に発行することで日々の活動を一斉に全ての保護者に伝えられる • 写真等も掲載することで、よりわかりやすく伝えられる 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人情報や肖像権等に配慮が必要 • 読まないケースを想定すること
	保護者会 保護者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> • 出席者に限られるが、保護者全体に計画や行事予定、日常の様子を直接伝えられる • 保護者同士の交流機会にもなる 	<ul style="list-style-type: none"> • 目的に応じて学年別や全体で調整する • 参加しやすい日時や頻度にする • 一方的にならないように留意する

(22) 配慮を要する児童への対応について

配慮を要する児童への対応方針及び体制(職員配置、研修体制)

障がいの有無に関わらず全ての子ども達に遊びの場・保育の場が保障されることは当然であり、同年代の子ども達と一緒に過ごす経験は成長に必須のものと考えます。弊社マニュアル「共に育ちあう『統合保育』」に基づき、子どもの障がい・発達・生活に目を向け、生活や遊びを通して他児との関わりを支援し、人格を育てる保育・育成に取り組みます。障がいのある子どもとない子どもが共に遊び過ごすことで、参加児童の成長に資する場を創造したいと考えます。

特別配慮が必要な児童への支援体制

近年、小学校において特別支援学級や通級の数は右肩上がりに増加している中、放課後においても自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなどを抱える児童数の利用は増加しており、指導員の対応が専門的かつ広範にわたることが課題になっています。

そこで、弊社では全国で受託運営している放課後事業や子ども家庭支援センター、児童館等に所属する専門性の高い支援員をサポートメンバーとして構成したサポートチームを設置しています。

【サポート体制内容】

- 毎月オンライン会議システム(Zoom)を活用し、研修やケース検討会議を通して全国の放課後施設を指導・サポート。
- サポートメンバーには全国の放課後施設の経験豊富な責任者を始めアドバイザーとして元特別支援学校教諭、社会福祉士、心理士、子ども家庭支援センター相談員等の専門的知識を保有するものを配置。
- サポートフローは次の通り
①相談→②ケース検討会議→③研修・巡回指導



【その他の対応】

- 職員に対しては研修を実施し、指導力の向上に努めます。特に発達障害に起因する児童間のトラブルが想定されますが、正しい知識と対処法を身につけ、トラブルによる二次障害を防ぎます。
- 職員研修として社内の「発達障害研修」「多様性受容トレーニング」を実施するとともに、外部の研修にも積極的に参加させます。専門家の巡回指導の際に受けた助言や指導を職員全員で共有し、知識の向上に努めます。
- 要支援児の兄弟姉妹は、周囲から保護者的な役割を期待されがちで、児童自身も自由に活動することを抑制してしまう傾向があることを念頭におき、年齢相応の活動ができるように配慮します。
- 障がいの内容を把握し適切に対応することができるよう、家庭や学校等と連絡を密に連携をはかります。

特別配慮が必要な児童の受け入れにあたって

障がいの有無や重さによって、それぞれ支援方法が異なりますが、それぞれの児童の特性をよく理解し個々に合わせた支援を行います。主に受け入れにあたって実施する項目は以下の通りです。

スケジュールの提供

「今、何をして、次に何をするのか」を示したスケジュール表を文字情報に加え、絵や写真を使用してわかりやすく提示します。また、各活動場所にいる職員を顔写真で明記することで、児童に見える安心を与えます。
(右写真参照)



環境の工夫

不要な刺激をなくし、自由遊びの空間、静かに一人で過ごす空間、活動に集中できる空間等、わかりやすく意味を持った空間に仕切り、混乱を減らします。

子どもの遊びへの適切な介入

集団遊びに支援員が加わり、コミュニケーションを支援します。本人の興味関心に合わせた遊びや取り組みやすい場を提供します。

記録による支援(右記の記録用紙参照)

マニュアルに定められた書式により児童の様子、出来事、環境、対応を個別記録し、各々に有効な保育・育成につなげます。



要支援児への対応(例)

【概要】

いつも1人で図書室の電車の図鑑を見ている児童 A(自閉症)が、学童保育所をもっと楽しく、そして周りからも理解され過ごしやすい環境にするためにはどうしたらよいかという課題から、児童 A の得意とする電車クイズカード作成し、日常の遊びや進級お祝い会での発表に活用した。

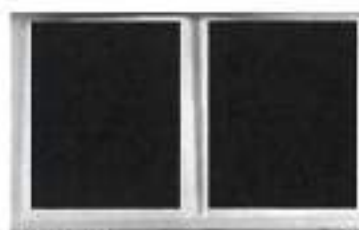
【結果】

図書室で過ごすことの多かった児童 A が他の児童とも交流の機会が多いクラブ室で活動が多くなった。また、進級お祝い会で他の児童に披露したことで、他児童の児童 A への理解が深まり、さらに保護者にもその姿を見ていただくことで信頼関係構築に寄与する取り組みとなった。

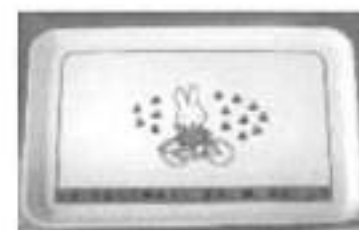


アレルギー対応

- 食品アレルギーについては、保護者と十分に情報交換した上で対応を協議します。重度のアレルギーのある場合は、保護者に除去食を用意してもらうなども含めて相談します。
- 日々提供するおやつは、アレルギー対応万が一の際に適切な対応ができるよう対応いたします。
- 誤食事故のないように、①メニュー作成時に内容を確認し、代替が必要な場合は代替メニュー作成、②配食時に代替メニュー対象児の確認を複数で徹底します。
- アレルギー児童用の配膳トレーを用意するなどして誤配を防止するとともに、子ども同士でおやつとの交換等は禁止します。
- 配食時には職員が児童1人ずつ直接提供し、誤配がないように徹底します。
- 弊社アレルギー対応マニュアルを利用し研修等で周知徹底します。また厚生労働省・日本アレルギー学会が運営するアレルギーポータルサイトを活用し、正しい知見と最新の情報を収集しマニュアルの更新を行います。



【写真: 配膳風景】



【写真: 配膳トレー(アレルギー児)】



【写真: 配膳風景】

アレルギー対応の研修等

- アレルギー対応マニュアルを利用し研修等で周知徹底します。
- AED研修とともにエビベン研修を毎年必修で実施します。
- エビベン所持児童の保護者と相談し、緊急時使用依頼書兼同意書の提出してもらい、エビベン所持児童のランドセルは児童と指導員等がとりやすい場所にするように心がけます。
- 実際に使用する場合は、児童が動けるようであれば静養室の簡易ベッドへ移動(児童が動けないようであれば他児童を別室や別場所へ移動)し、アナフィラキシーショック対応フロー通りに処置します。
- エビベン所持児童については、事前に保護者から緊急時のエビベン使用依頼書兼同意書を頂き、緊急時円滑に対応ができるよう準備します。



【写真: AED・エビベン研修の様子】

虐待の疑いがある児童について

虐待等保護を要する子どもを発見した時は、一次的な対応をした上で、専門機関と連絡をとり適切な対応を行います。学童保育所は直接問題を解決する機関ではありませんが、地域に密着した子育て支援の拠点として、虐待の早期発見と予防のため、次のような支援に取り組みます。

- 虐待が疑われる場合、弊社「子どもの虐待防止マニュアル」の被虐待児との対話の技法ガイドラインに則り子どもの話を聴きます。真摯に対応することで、人の力を借りようと思えるように働きかけ、長期的な対応が可能な児童相談所などの機関につなげます。
- 「子どもの虐待防止マニュアル」を利用して職員全員に研修し、子どもの日々の様子を観察し、少しでも気になる場合は、本部の専門家と協議し、必要に応じ関係機関に連絡します。経過観察を行うために専門家の定期訪問を実施し、協力して早期対応に努めます。
- 虐待やいじめ等について、子どもが安心して相談できる関係づくりを心がけます。職員は信頼出来る大人として声をかけてもらえるように傾聴トレーニングを実施します。一方、子どもに対しては自尊感情を高め「自分を大切にすること」を働きかけます。
- 育児に不安を抱く保護者を対象とした個別相談やワークショップなどを地域の子育て家庭も対象に含めて実施します。



【写真：弊社受託施設子ども家庭支援センター】

要保護児童対策地域協議会実務者会議及びケース会議

要保護児童対策地域協議会実務者会議やケース会議に出席し、関係者と連携して対応します。直接話を聞いた職員は、一人で抱え込んだり自己判断したりせず、虐待の疑いがある際は、組織として対応します。